

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年2月9日提出
【計算期間】	第19特定期間(自 2021年5月11日至 2021年11月10日)
【ファンド名】	三菱UFJ / AMP グローバル・インフラ債券ファンド <為替ヘッジあり> (毎月決算型) 三菱UFJ / AMP グローバル・インフラ債券ファンド <為替ヘッジなし> (毎月決算型)
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型	内外	不動産投信	ETF	特殊型
		その他資産 ()		()
		資産複合		

属性区分表

三菱UFJ / AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>（毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回					
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回 (隔月)	北米				
債券	年12回 (毎月)	歐州			その他 ()	ロング・ ショート型 / 絶対収益 追求型
一般		アジア				
公債		オセアニア				
社債		中南米				
その他債券		アフリカ				
クレジット		中近東				
属性		(中東)				
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 ク レジット属性 (高格付債)))						
資産複合 ()						

三菱UFJ / AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 クレジット属性 (高格付債))) 資産複合 ()	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 / 絶対収益追求型 その他 ()

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債(BBB格相当以上)を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等(BB格相当以下)を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	

	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。

条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

世界のインフラ関連企業が発行する米ドル建て債券を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

投資対象

世界のインフラ関連企業が発行する米ドル建て債券等が実質的な主要投資対象です。

- インフラ関連企業とは、公益、通信、エネルギーおよび運輸等の日常生活に必要不可欠なサービスを提供する企業をいい、当該企業が発行する米ドル建て債券等をインフラ債券といいます。

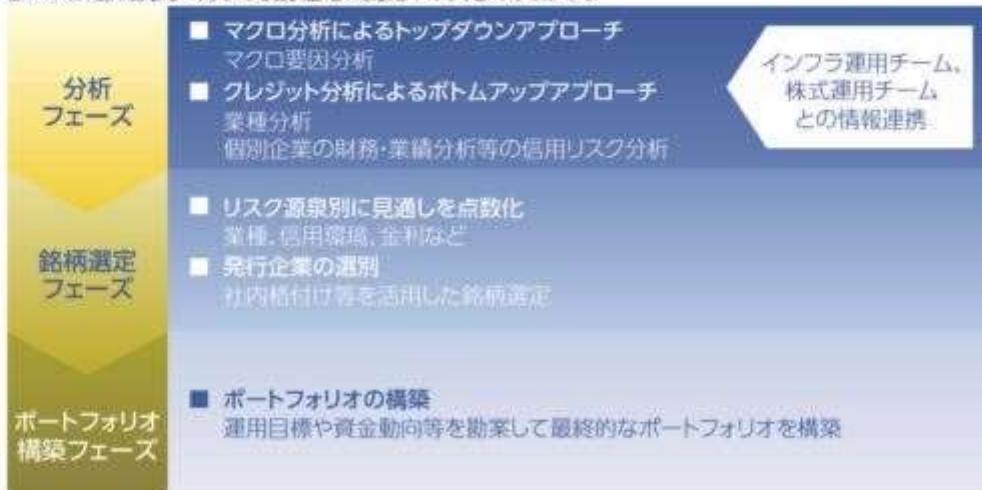


運用方法 運用プロセス

債券への投資にあたっては、マクロ要因分析、業種分析、個別企業の財務・業務分析等の信用リスク分析に基づき、銘柄選定を行います。

- 投資する債券は、原則として取得時においてBBB-格相当以上の格付けを取得しているものに限ります。
- デュレーション調整等のため、債券先物取引等を利用する場合があります。また、ファンドの流動性等を勘案して、一部、米国国債等に投資する場合があります。

□ デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利敏感度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

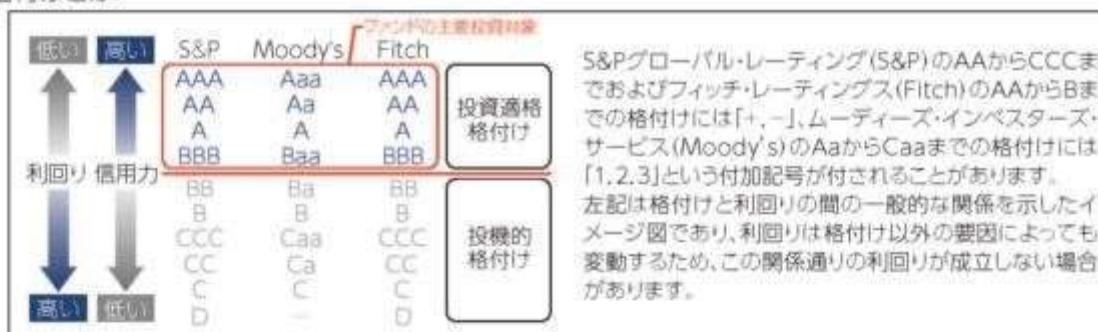


! 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

□ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧いただけます。

<格付けとは>



運用の委託先

債券等の運用にあたっては、AMPキャピタル・インベスタートーズ・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

AMPキャピタル・インベスタートーズ・リミテッド



- オーストラリアを代表する総合金融グループであるAMPグループの一員で、オーストラリア最大規模の運用会社です。
- オーストラリアにおける大手運用会社として約1,876億豪ドル(約15.6兆円)*の資産を運用しています。
- オーストラリアにおいて20名を超える債券運用チームを有し、特にフレジット運用に強みを持ちます。

*2021年6月末現在、使用為替レートは1豪ドル=83.32円

! 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

為替対応方針

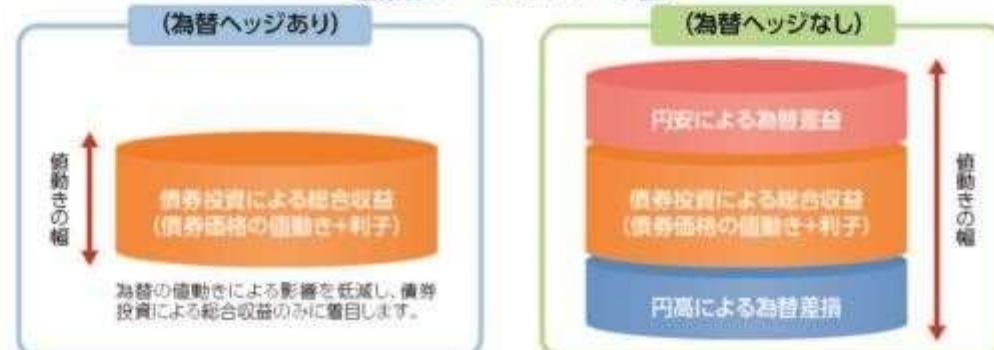
「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

- 「為替ヘッジあり」コースは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。
- 「為替ヘッジなし」コースは、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

為替ヘッジの活用

・為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたっては、対象通貨間の金利差に基づくヘッジコストが別途かかります。為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

<投資リターンのイメージ図>



! 上記はファンドの投資リターンのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

運用は主にAMPグローバル・インフラ債券マザーファンドへの投資を通じて、世界の米ドル建てインフラ債券等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



- ! 各ファンド間でスイッチングが可能です。なお、スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。
- ! 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

分配方針

毎月の決算時に分配を行います。

- 毎月の決算時(10日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。

<分配のイメージ図>



- ! 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



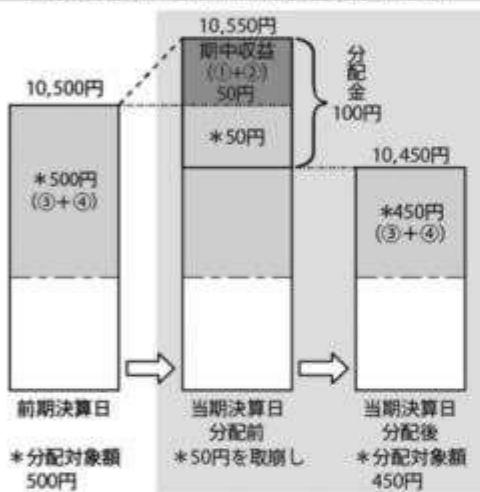
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

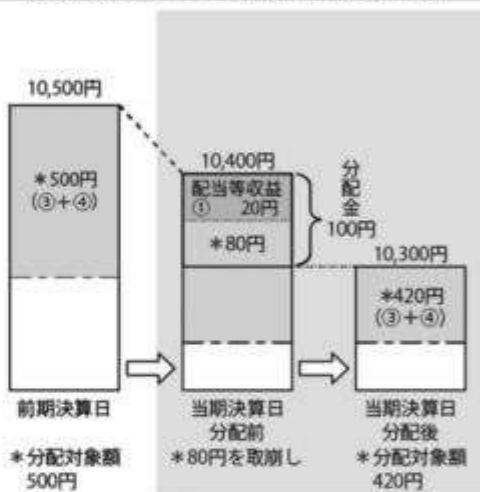
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



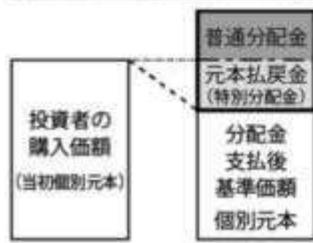
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようするために設けられた勘定です。

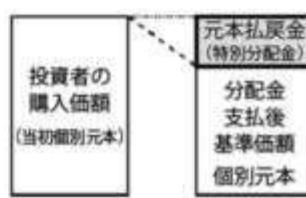
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2012年6月1日 設定日、信託契約締結、運用開始
2020年2月8日 信託期間を2022年5月10日までから2032年5月10日までに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者）

三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスター
トラスト信託銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行
います。

委託会社（委託者）

三菱UFJ国際投信株式会
社

信託財産の運用の指図、
受益権の発行等を行いま
す。

再委託先

AMPキャピタル・インベ
スターズ・リミテッド

委託会社からマザーファン
ドの債券等の運用の指図に
関する権限の委託を受け、
運用の指図を行います。

投資 損益

マザーファンド

投資 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況(2021年11月末現在)

・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

・設立年月日

1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社
が合併、商号を三菱投信株式会社に変更2005年10月 三菱投信株式会社とユーワフェイパートナーズ投信株式会社が合併、
商号を三菱UFJ投信株式会社に変更2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三
菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「三菱UFJ/A MP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>(毎月決算型)」

AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の
インフラ関連企業が発行する米ドル建て債券に投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の
獲得をめざします。なお、インフラ関連企業とは、公益、通信、エネルギーおよび運輸等の日常生活に必要不可欠なサービスを提供する企業をいいます。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ/A MP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)」

AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の
インフラ関連企業が発行する米ドル建て債券に投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の
獲得をめざします。なお、インフラ関連企業とは、公益、通信、エネルギーおよび運輸等の日常生活に必要不可欠なサービスを提供する企業をいいます。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信

託約款に定める次のように限ります。)

- a. 有価証券先物取引等
- b. スワップ取引
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引

八. 約束手形

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするAMPグローバル・インフラ債券マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。）で16.で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券また

は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの
- その他の投資対象
- 信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・外国為替予約取引

<AMP グローバル・インフラ債券マザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

世界のインフラ関連企業が発行する米ドル建て債券を主要投資対象とします。

投資態度

世界のインフラ関連企業が発行する米ドル建て債券を主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。なお、インフラ関連企業とは、公益、通信、エネルギーおよび運輸等の日常生活に必要不可欠なサービスを提供する企業をいいます。

債券への投資にあたっては、マクロ要因分析、業種分析、個別企業の財務・業務分析等の信用リスク分析に基づき、銘柄選定を行います。

組入公社債の格付けは、原則として取得時において BBB - 格相当以上の格付を有しているものに限ります。

デュレーション調整等のため、債券先物取引等を利用する場合があります。また、ファンドの流動性等を勘案して、一部、米国国債等に投資する場合があります。

債券等の運用にあたっては、AMPキャピタル・インベスタートーズ・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。
（注）

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

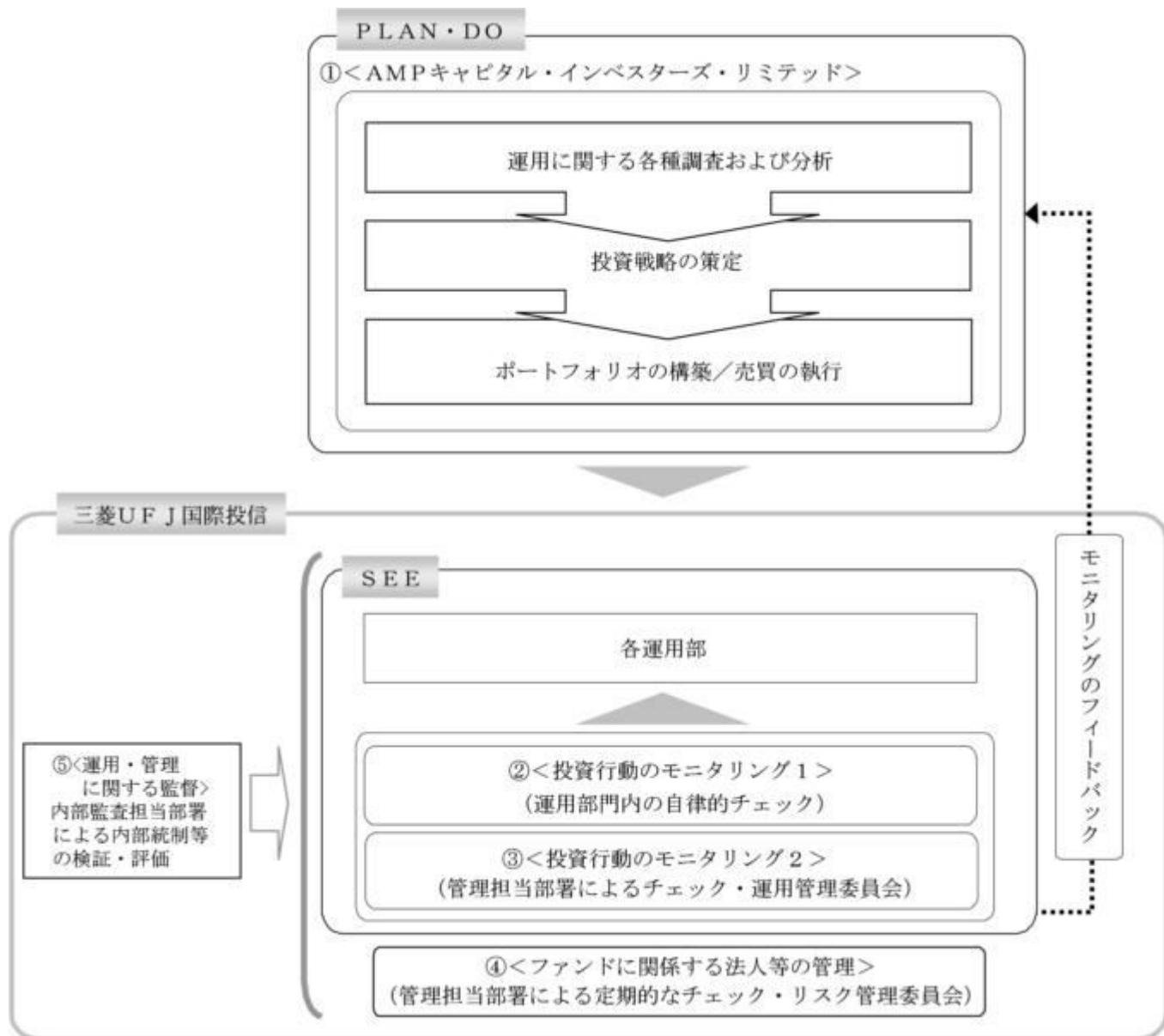
有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドはAMPグローバル・インフラ債券マザーファンド受益証券を主要投資対象としています。AMPグローバル・インフラ債券マザーファンドについては、債券等の運用の指図に関する権限を、AMPキャピタル・インベスター・リミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

投資行動のモニタリング1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに関する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第2決算時までの間は、収益の分配は行いません。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

株式

- a . 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

新株引受権証券および新株予約権証券

- a . 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

- a . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下 a . および b . において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

- a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d . c .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b . a .の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 - 2 . 株式分割により取得する株券
 - 3 . 有償増資により取得する株券
 - 4 . 売出しにより取得する株券
 - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5 . に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- b . a . の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c . b . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d . b . の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b . a . の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

金利先渡取引および為替先渡取引

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b . 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b . a . に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

「三菱UFJ / AMP グローバル・インフラ債券ファンド <為替ヘッジあり>（毎月決算型）」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産ですが、当ファンドでは原則として為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

「三菱UFJ / AMP グローバル・インフラ債券ファンド <為替ヘッジなし>（毎月決算型）」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

[再委託先の管理体制]

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアン

ス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

[委託会社における再委託先に対する確認体制]

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

為替ヘッジあり

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2016年12月末～2021年11月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2016年12月末～2021年11月末)



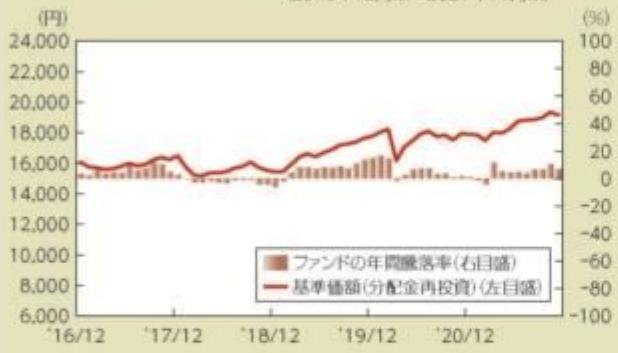
・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

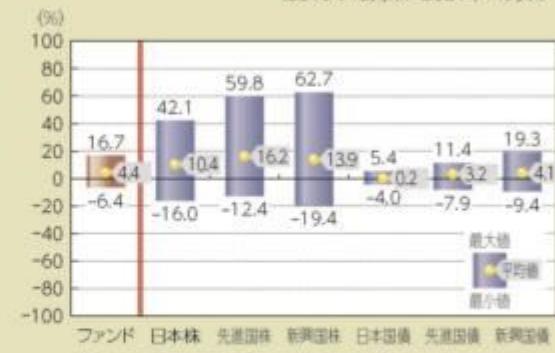
・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

為替ヘッジなし

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2016年12月末～2021年11月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2016年12月末～2021年11月末)



・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(純合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の純合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格) × 2.2% (税抜 2%) を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.32% (税抜1.2%) の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.66%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年3月、6月、9月および12月の末日および信託終了のときから15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.33%を乗じて得た金額とします。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場

株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【三菱UFJ/AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

令和3年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	10,690,069,501	97.90
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		229,037,158	2.10
純資産総額		10,919,106,659	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和3年11月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	AMP グローバル・インフラ債券 マザーファンド	4,890,242,224	2.2179	10,846,440,464	2.1860	10,690,069,501	97.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和3年11月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.90
合計	97.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年11月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

純資産総額 (1万口当たりの純資産価額)	基準価額

		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(平成24年 7月10日)	14,386,878,078	14,386,878,078	10,005	10,005
第2計算期間末日	(平成24年 8月10日)	19,956,671,318	19,956,671,318	10,119	10,119
第3計算期間末日	(平成24年 9月10日)	24,458,441,223	24,531,185,464	10,087	10,117
第4計算期間末日	(平成24年10月10日)	29,578,962,420	29,665,798,640	10,219	10,249
第5計算期間末日	(平成24年11月12日)	29,938,614,616	30,025,313,356	10,360	10,390
第6計算期間末日	(平成24年12月10日)	29,459,516,714	29,546,030,243	10,216	10,246
第7計算期間末日	(平成25年 1月10日)	29,898,851,512	29,987,091,828	10,165	10,195
第8計算期間末日	(平成25年 2月12日)	27,871,139,082	27,954,687,886	10,008	10,038
第9計算期間末日	(平成25年 3月11日)	25,111,275,066	25,187,237,478	9,917	9,947
第10計算期間末日	(平成25年 4月10日)	23,338,349,229	23,407,335,773	10,149	10,179
第11計算期間末日	(平成25年 5月10日)	20,921,231,354	20,983,134,891	10,139	10,169
第12計算期間末日	(平成25年 6月10日)	18,630,029,891	18,686,889,784	9,829	9,859
第13計算期間末日	(平成25年 7月10日)	16,864,113,420	16,917,275,929	9,517	9,547
第14計算期間末日	(平成25年 8月12日)	15,742,753,748	15,792,126,349	9,566	9,596
第15計算期間末日	(平成25年 9月10日)	14,329,913,794	14,376,082,390	9,311	9,341
第16計算期間末日	(平成25年10月10日)	13,435,407,552	13,478,115,005	9,438	9,468
第17計算期間末日	(平成25年11月11日)	12,710,990,245	12,751,451,219	9,425	9,455
第18計算期間末日	(平成25年12月10日)	11,865,751,635	11,903,418,277	9,451	9,481
第19計算期間末日	(平成26年 1月10日)	11,277,536,565	11,313,092,472	9,515	9,545
第20計算期間末日	(平成26年 2月10日)	10,877,130,879	10,911,047,118	9,621	9,651
第21計算期間末日	(平成26年 3月10日)	10,469,766,605	10,502,423,209	9,618	9,648
第22計算期間末日	(平成26年 4月10日)	10,166,155,743	10,197,512,568	9,726	9,756
第23計算期間末日	(平成26年 5月12日)	9,949,419,633	9,979,764,686	9,836	9,866
第24計算期間末日	(平成26年 6月10日)	9,448,025,791	9,476,851,316	9,833	9,863
第25計算期間末日	(平成26年 7月10日)	9,001,938,772	9,029,268,178	9,882	9,912
第26計算期間末日	(平成26年 8月11日)	8,683,703,908	8,710,012,628	9,902	9,932
第27計算期間末日	(平成26年 9月10日)	8,244,504,387	8,269,603,167	9,854	9,884
第28計算期間末日	(平成26年10月10日)	8,014,679,776	8,039,014,609	9,881	9,911
第29計算期間末日	(平成26年11月10日)	7,715,848,666	7,739,506,624	9,784	9,814
第30計算期間末日	(平成26年12月10日)	7,415,959,548	7,438,754,931	9,760	9,790
第31計算期間末日	(平成27年 1月13日)	7,311,030,958	7,333,181,534	9,902	9,932
第32計算期間末日	(平成27年 2月10日)	7,079,855,160	7,101,422,323	9,848	9,878
第33計算期間末日	(平成27年 3月10日)	6,779,888,381	6,800,809,884	9,722	9,752
第34計算期間末日	(平成27年 4月10日)	6,500,254,815	6,520,085,406	9,834	9,864
第35計算期間末日	(平成27年 5月11日)	6,192,738,348	6,212,136,158	9,577	9,607
第36計算期間末日	(平成27年 6月10日)	5,857,647,528	5,876,498,856	9,322	9,352
第37計算期間末日	(平成27年 7月10日)	5,624,873,310	5,643,013,692	9,302	9,332
第38計算期間末日	(平成27年 8月10日)	5,490,999,380	5,508,626,627	9,345	9,375
第39計算期間末日	(平成27年 9月10日)	5,244,829,586	5,261,879,608	9,228	9,258
第40計算期間末日	(平成27年10月13日)	5,193,861,955	5,210,757,814	9,222	9,252
第41計算期間末日	(平成27年11月10日)	4,944,946,482	4,961,323,448	9,058	9,088

第42計算期間末日	(平成27年12月10日)	4,894,910,793	4,911,122,200	9,058	9,088
第43計算期間末日	(平成28年 1月12日)	4,788,899,264	4,805,036,116	8,903	8,933
第44計算期間末日	(平成28年 2月10日)	4,562,155,938	4,577,704,911	8,802	8,832
第45計算期間末日	(平成28年 3月10日)	4,584,920,284	4,600,484,753	8,837	8,867
第46計算期間末日	(平成28年 4月11日)	4,820,058,093	4,835,847,967	9,158	9,188
第47計算期間末日	(平成28年 5月10日)	4,929,242,640	4,945,218,393	9,256	9,286
第48計算期間末日	(平成28年 6月10日)	4,963,287,407	4,979,252,884	9,326	9,356
第49計算期間末日	(平成28年 7月11日)	4,938,737,774	4,954,231,569	9,563	9,593
第50計算期間末日	(平成28年 8月10日)	5,062,217,729	5,078,242,644	9,477	9,507
第51計算期間末日	(平成28年 9月12日)	5,116,923,949	5,133,234,847	9,411	9,441
第52計算期間末日	(平成28年10月11日)	5,511,981,675	5,529,621,141	9,374	9,404
第53計算期間末日	(平成28年11月10日)	5,727,592,653	5,746,447,663	9,113	9,143
第54計算期間末日	(平成28年12月12日)	6,393,663,143	6,415,128,726	8,936	8,966
第55計算期間末日	(平成29年 1月10日)	8,039,707,880	8,066,308,953	9,067	9,097
第56計算期間末日	(平成29年 2月10日)	8,459,203,972	8,487,476,088	8,976	9,006
第57計算期間末日	(平成29年 3月10日)	8,569,627,972	8,598,779,225	8,819	8,849
第58計算期間末日	(平成29年 4月10日)	8,795,695,236	8,825,226,002	8,935	8,965
第59計算期間末日	(平成29年 5月10日)	8,600,194,235	8,629,149,998	8,910	8,940
第60計算期間末日	(平成29年 6月12日)	8,612,469,990	8,641,060,361	9,037	9,067
第61計算期間末日	(平成29年 7月10日)	8,129,844,448	8,157,096,038	8,950	8,980
第62計算期間末日	(平成29年 8月10日)	8,375,176,642	8,403,045,407	9,016	9,046
第63計算期間末日	(平成29年 9月11日)	8,698,132,415	8,726,990,702	9,042	9,072
第64計算期間末日	(平成29年10月10日)	9,296,796,544	9,327,903,393	8,966	8,996
第65計算期間末日	(平成29年11月10日)	9,503,061,550	9,534,852,987	8,968	8,998
第66計算期間末日	(平成29年12月11日)	9,717,281,909	9,749,825,342	8,958	8,988
第67計算期間末日	(平成30年 1月10日)	9,615,877,077	9,648,345,137	8,885	8,915
第68計算期間末日	(平成30年 2月13日)	9,521,854,848	9,554,735,734	8,688	8,718
第69計算期間末日	(平成30年 3月12日)	9,498,977,817	9,532,192,643	8,580	8,610
第70計算期間末日	(平成30年 4月10日)	9,525,554,054	9,558,757,452	8,607	8,637
第71計算期間末日	(平成30年 5月10日)	9,303,907,483	9,337,130,910	8,401	8,431
第72計算期間末日	(平成30年 6月11日)	9,233,206,904	9,266,345,029	8,359	8,389
第73計算期間末日	(平成30年 7月10日)	9,081,629,244	9,114,268,001	8,347	8,377
第74計算期間末日	(平成30年 8月10日)	9,050,380,633	9,072,007,436	8,370	8,390
第75計算期間末日	(平成30年 9月10日)	8,492,454,141	8,512,911,350	8,303	8,323
第76計算期間末日	(平成30年10月10日)	8,064,995,500	8,084,670,070	8,198	8,218
第77計算期間末日	(平成30年11月12日)	7,462,858,511	7,481,283,238	8,101	8,121
第78計算期間末日	(平成30年12月10日)	7,098,158,535	7,115,833,410	8,032	8,052
第79計算期間末日	(平成31年 1月10日)	7,074,763,891	7,092,309,982	8,064	8,084
第80計算期間末日	(平成31年 2月12日)	7,155,834,256	7,173,243,184	8,221	8,241
第81計算期間末日	(平成31年 3月11日)	7,221,644,353	7,239,172,774	8,240	8,260
第82計算期間末日	(平成31年 4月10日)	7,481,663,084	7,499,492,839	8,392	8,412
第83計算期間末日	(令和 1年 5月10日)	7,450,529,079	7,468,255,981	8,406	8,426

第84計算期間末日 (令和 1年 6月10日)	7,547,713,590	7,565,423,504	8,524	8,544
第85計算期間末日 (令和 1年 7月10日)	7,663,608,083	7,681,298,069	8,664	8,684
第86計算期間末日 (令和 1年 8月13日)	7,985,435,785	8,003,431,938	8,875	8,895
第87計算期間末日 (令和 1年 9月10日)	7,929,203,640	7,947,074,681	8,874	8,894
第88計算期間末日 (令和 1年10月10日)	8,157,054,956	8,175,508,093	8,841	8,861
第89計算期間末日 (令和 1年11月11日)	8,302,043,225	8,321,156,443	8,687	8,707
第90計算期間末日 (令和 1年12月10日)	8,595,850,206	8,615,385,560	8,800	8,820
第91計算期間末日 (令和 2年 1月10日)	8,683,931,748	8,703,659,096	8,804	8,824
第92計算期間末日 (令和 2年 2月10日)	8,836,183,984	8,855,855,619	8,984	9,004
第93計算期間末日 (令和 2年 3月10日)	8,943,304,300	8,963,131,551	9,021	9,041
第94計算期間末日 (令和 2年 4月10日)	8,110,137,195	8,129,719,260	8,283	8,303
第95計算期間末日 (令和 2年 5月11日)	8,238,637,744	8,258,218,009	8,415	8,435
第96計算期間末日 (令和 2年 6月10日)	8,652,176,620	8,671,771,139	8,831	8,851
第97計算期間末日 (令和 2年 7月10日)	9,068,799,343	9,088,888,905	9,028	9,048
第98計算期間末日 (令和 2年 8月11日)	9,411,868,738	9,432,371,704	9,181	9,201
第99計算期間末日 (令和 2年 9月10日)	9,427,266,338	9,448,375,664	8,932	8,952
第100計算期間末日 (令和 2年10月12日)	9,430,883,721	9,452,161,915	8,864	8,884
第101計算期間末日 (令和 2年11月10日)	9,489,243,329	9,510,617,472	8,879	8,899
第102計算期間末日 (令和 2年12月10日)	10,163,027,267	10,185,608,074	9,001	9,021
第103計算期間末日 (令和 3年 1月12日)	10,457,731,327	10,481,284,403	8,880	8,900
第104計算期間末日 (令和 3年 2月10日)	10,760,326,315	10,784,614,169	8,861	8,881
第105計算期間末日 (令和 3年 3月10日)	10,328,857,884	10,353,182,270	8,493	8,513
第106計算期間末日 (令和 3年 4月12日)	10,457,839,134	10,482,286,719	8,555	8,575
第107計算期間末日 (令和 3年 5月10日)	10,544,864,318	10,569,403,500	8,594	8,614
第108計算期間末日 (令和 3年 6月10日)	10,691,740,578	10,716,397,841	8,672	8,692
第109計算期間末日 (令和 3年 7月12日)	10,929,478,817	10,954,353,988	8,787	8,807
第110計算期間末日 (令和 3年 8月10日)	10,953,350,074	10,978,368,609	8,756	8,776
第111計算期間末日 (令和 3年 9月10日)	11,059,096,104	11,084,237,684	8,797	8,817
第112計算期間末日 (令和 3年10月11日)	10,728,423,968	10,753,431,719	8,580	8,600
第113計算期間末日 (令和 3年11月10日)	10,899,872,678	10,924,677,447	8,789	8,809
令和 2年11月末日	9,876,341,090		9,065	
12月末日	10,578,740,480		9,057	
令和 3年 1月末日	10,824,638,859		8,923	
2月末日	10,464,031,331		8,578	
3月末日	10,256,820,571		8,471	
4月末日	10,509,721,893		8,559	
5月末日	10,580,424,482		8,600	
6月末日	10,869,849,630		8,751	
7月末日	10,983,583,849		8,847	
8月末日	11,040,954,766		8,809	
9月末日	10,948,562,762		8,686	
10月末日	10,784,536,231		8,694	

11月末日	10,919,106,659		8,588	
-------	----------------	--	-------	--

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	円
第2計算期間	円
第3計算期間	30円
第4計算期間	30円
第5計算期間	30円
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	30円
第11計算期間	30円
第12計算期間	30円
第13計算期間	30円
第14計算期間	30円
第15計算期間	30円
第16計算期間	30円
第17計算期間	30円
第18計算期間	30円
第19計算期間	30円
第20計算期間	30円
第21計算期間	30円
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円

第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	20円
第75計算期間	20円
第76計算期間	20円
第77計算期間	20円
第78計算期間	20円

第79計算期間	20円
第80計算期間	20円
第81計算期間	20円
第82計算期間	20円
第83計算期間	20円
第84計算期間	20円
第85計算期間	20円
第86計算期間	20円
第87計算期間	20円
第88計算期間	20円
第89計算期間	20円
第90計算期間	20円
第91計算期間	20円
第92計算期間	20円
第93計算期間	20円
第94計算期間	20円
第95計算期間	20円
第96計算期間	20円
第97計算期間	20円
第98計算期間	20円
第99計算期間	20円
第100計算期間	20円
第101計算期間	20円
第102計算期間	20円
第103計算期間	20円
第104計算期間	20円
第105計算期間	20円
第106計算期間	20円
第107計算期間	20円
第108計算期間	20円
第109計算期間	20円
第110計算期間	20円
第111計算期間	20円
第112計算期間	20円
第113計算期間	20円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.05
第2計算期間	1.13

第3計算期間	0.01
第4計算期間	1.60
第5計算期間	1.67
第6計算期間	1.10
第7計算期間	0.20
第8計算期間	1.24
第9計算期間	0.60
第10計算期間	2.64
第11計算期間	0.19
第12計算期間	2.76
第13計算期間	2.86
第14計算期間	0.83
第15計算期間	2.35
第16計算期間	1.68
第17計算期間	0.18
第18計算期間	0.59
第19計算期間	0.99
第20計算期間	1.42
第21計算期間	0.28
第22計算期間	1.43
第23計算期間	1.43
第24計算期間	0.27
第25計算期間	0.80
第26計算期間	0.50
第27計算期間	0.18
第28計算期間	0.57
第29計算期間	0.67
第30計算期間	0.06
第31計算期間	1.76
第32計算期間	0.24
第33計算期間	0.97
第34計算期間	1.46
第35計算期間	2.30
第36計算期間	2.34
第37計算期間	0.10
第38計算期間	0.78
第39計算期間	0.93
第40計算期間	0.26
第41計算期間	1.45
第42計算期間	0.33
第43計算期間	1.37
第44計算期間	0.79

第45計算期間	0.73
第46計算期間	3.97
第47計算期間	1.39
第48計算期間	1.08
第49計算期間	2.86
第50計算期間	0.58
第51計算期間	0.37
第52計算期間	0.07
第53計算期間	2.46
第54計算期間	1.61
第55計算期間	1.80
第56計算期間	0.67
第57計算期間	1.41
第58計算期間	1.65
第59計算期間	0.05
第60計算期間	1.76
第61計算期間	0.63
第62計算期間	1.07
第63計算期間	0.62
第64計算期間	0.50
第65計算期間	0.35
第66計算期間	0.22
第67計算期間	0.48
第68計算期間	1.87
第69計算期間	0.89
第70計算期間	0.66
第71計算期間	2.04
第72計算期間	0.14
第73計算期間	0.21
第74計算期間	0.51
第75計算期間	0.56
第76計算期間	1.02
第77計算期間	0.93
第78計算期間	0.60
第79計算期間	0.64
第80計算期間	2.19
第81計算期間	0.47
第82計算期間	2.08
第83計算期間	0.40
第84計算期間	1.64
第85計算期間	1.87
第86計算期間	2.66

第87計算期間	0.21
第88計算期間	0.14
第89計算期間	1.51
第90計算期間	1.53
第91計算期間	0.27
第92計算期間	2.27
第93計算期間	0.63
第94計算期間	7.95
第95計算期間	1.83
第96計算期間	5.18
第97計算期間	2.45
第98計算期間	1.91
第99計算期間	2.49
第100計算期間	0.53
第101計算期間	0.39
第102計算期間	1.59
第103計算期間	1.12
第104計算期間	0.01
第105計算期間	3.92
第106計算期間	0.96
第107計算期間	0.68
第108計算期間	1.14
第109計算期間	1.55
第110計算期間	0.12
第111計算期間	0.69
第112計算期間	2.23
第113計算期間	2.66

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	14,389,176,297	9,876,593	14,379,299,704
第2計算期間	5,485,474,548	142,817,424	19,721,956,828
第3計算期間	4,804,355,681	278,231,849	24,248,080,660
第4計算期間	5,401,098,700	703,772,588	28,945,406,772
第5計算期間	2,760,629,223	2,806,455,705	28,899,580,290
第6計算期間	2,241,959,340	2,303,696,511	28,837,843,119
第7計算期間	2,357,851,516	1,782,255,949	29,413,438,686
第8計算期間	737,359,281	2,301,196,449	27,849,601,518
第9計算期間	129,393,642	2,658,190,934	25,320,804,226

第10計算期間	250,678,586	2,575,967,978	22,995,514,834
第11計算期間	129,070,340	2,490,072,839	20,634,512,335
第12計算期間	283,061,850	1,964,276,233	18,953,297,952
第13計算期間	42,052,117	1,274,513,422	17,720,836,647
第14計算期間	33,808,752	1,297,111,464	16,457,533,935
第15計算期間	32,565,412	1,100,567,207	15,389,532,140
第16計算期間	9,964,383	1,163,678,683	14,235,817,840
第17計算期間	28,817,372	777,643,585	13,486,991,627
第18計算期間	8,865,916	940,310,145	12,555,547,398
第19計算期間	11,865,735	715,443,999	11,851,969,134
第20計算期間	10,847,240	557,403,094	11,305,413,280
第21計算期間	12,150,300	432,028,913	10,885,534,667
第22計算期間	9,168,527	442,427,879	10,452,275,315
第23計算期間	6,698,695	343,956,123	10,115,017,887
第24計算期間	5,619,232	512,128,484	9,608,508,635
第25計算期間	6,678,084	505,384,403	9,109,802,316
第26計算期間	8,824,785	349,053,527	8,769,573,574
第27計算期間	21,105,058	424,418,338	8,366,260,294
第28計算期間	14,798,016	269,447,036	8,111,611,274
第29計算期間	99,556,692	325,181,676	7,885,986,290
第30計算期間	174,770,049	462,295,131	7,598,461,208
第31計算期間	85,393,736	300,329,358	7,383,525,586
第32計算期間	72,123,441	266,594,500	7,189,054,527
第33計算期間	22,364,171	237,584,257	6,973,834,441
第34計算期間	36,006,308	399,643,590	6,610,197,159
第35計算期間	14,876,718	159,137,085	6,465,936,792
第36計算期間	26,568,064	208,728,775	6,283,776,081
第37計算期間	67,078,912	304,060,927	6,046,794,066
第38計算期間	4,974,107	176,018,891	5,875,749,282
第39計算期間	7,279,052	199,687,600	5,683,340,734
第40計算期間	120,912,710	172,300,399	5,631,953,045
第41計算期間	3,508,007	176,472,216	5,458,988,836
第42計算期間	111,044,504	166,230,839	5,403,802,501
第43計算期間	84,365,083	109,216,603	5,378,950,981
第44計算期間	3,830,310	199,790,288	5,182,991,003
第45計算期間	104,238,122	99,072,536	5,188,156,589
第46計算期間	199,099,443	123,964,641	5,263,291,391
第47計算期間	136,336,847	74,376,924	5,325,251,314
第48計算期間	150,007,794	153,433,398	5,321,825,710
第49計算期間	139,742,893	296,970,160	5,164,598,443
第50計算期間	386,940,252	209,900,145	5,341,638,550
第51計算期間	348,721,767	253,394,179	5,436,966,138

第52計算期間	647,953,194	205,097,162	5,879,822,170
第53計算期間	540,600,152	135,418,904	6,285,003,418
第54計算期間	1,114,490,995	244,299,886	7,155,194,527
第55計算期間	1,869,645,620	157,815,518	8,867,024,629
第56計算期間	895,403,344	338,389,050	9,424,038,923
第57計算期間	665,152,218	372,106,793	9,717,084,348
第58計算期間	537,986,548	411,481,980	9,843,588,916
第59計算期間	575,046,989	766,714,761	9,651,921,144
第60計算期間	515,980,761	637,778,166	9,530,123,739
第61計算期間	495,120,182	941,380,465	9,083,863,456
第62計算期間	577,212,042	371,487,005	9,289,588,493
第63計算期間	665,289,648	335,448,972	9,619,429,169
第64計算期間	1,064,536,930	315,016,193	10,368,949,906
第65計算期間	538,820,911	310,625,029	10,597,145,788
第66計算期間	438,924,637	188,259,214	10,847,811,211
第67計算期間	225,062,126	250,186,592	10,822,686,745
第68計算期間	322,785,052	185,176,181	10,960,295,616
第69計算期間	280,352,227	169,038,853	11,071,608,990
第70計算期間	149,109,070	152,918,577	11,067,799,483
第71計算期間	158,453,006	151,776,552	11,074,475,937
第72計算期間	162,658,704	191,092,865	11,046,041,776
第73計算期間	130,004,415	296,460,217	10,879,585,974
第74計算期間	123,690,851	189,875,121	10,813,401,704
第75計算期間	9,803,204	594,600,278	10,228,604,630
第76計算期間	9,633,949	400,953,483	9,837,285,096
第77計算期間	79,436,397	704,357,509	9,212,363,984
第78計算期間	94,644,063	469,570,050	8,837,437,997
第79計算期間	122,875,665	187,268,035	8,773,045,627
第80計算期間	154,580,421	223,161,587	8,704,464,461
第81計算期間	209,509,506	149,763,113	8,764,210,854
第82計算期間	265,207,099	114,540,098	8,914,877,855
第83計算期間	121,937,316	173,364,007	8,863,451,164
第84計算期間	157,909,781	166,403,455	8,854,957,490
第85計算期間	220,602,054	230,566,259	8,844,993,285
第86計算期間	355,876,758	202,793,164	8,998,076,879
第87計算期間	214,814,615	277,370,831	8,935,520,663
第88計算期間	431,549,589	140,501,653	9,226,568,599
第89計算期間	486,168,532	156,127,876	9,556,609,255
第90計算期間	304,791,041	93,722,957	9,767,677,339
第91計算期間	237,897,224	141,900,118	9,863,674,445
第92計算期間	134,093,840	161,950,438	9,835,817,847
第93計算期間	236,660,796	158,853,074	9,913,625,569

第94計算期間	148,365,430	270,958,150	9,791,032,849
第95計算期間	13,832,597	14,732,720	9,790,132,726
第96計算期間	50,057,284	42,930,494	9,797,259,516
第97計算期間	389,254,127	141,732,346	10,044,781,297
第98計算期間	308,397,498	101,695,529	10,251,483,266
第99計算期間	455,107,937	151,927,839	10,554,663,364
第100計算期間	311,758,004	227,324,075	10,639,097,293
第101計算期間	255,532,839	207,558,579	10,687,071,553
第102計算期間	724,687,423	121,355,189	11,290,403,787
第103計算期間	654,442,541	168,307,999	11,776,538,329
第104計算期間	516,370,151	148,981,364	12,143,927,116
第105計算期間	138,329,851	120,063,809	12,162,193,158
第106計算期間	344,415,179	282,815,582	12,223,792,755
第107計算期間	179,087,700	133,289,318	12,269,591,137
第108計算期間	153,330,433	94,290,020	12,328,631,550
第109計算期間	195,449,715	86,495,347	12,437,585,918
第110計算期間	304,997,890	233,316,058	12,509,267,750
第111計算期間	268,454,067	206,931,673	12,570,790,144
第112計算期間	145,697,212	212,611,473	12,503,875,883
第113計算期間	177,953,540	279,444,510	12,402,384,913

【三菱UFJ / AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和3年11月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	87,614,246,210	98.78
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,081,605,617	1.22
純資産総額		88,695,851,827	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和3年11月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
--------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

日本	親投資信託受益証券	AMP グローバル・インフラ債券 マザーファンド	40,079,710,069	2.2181	88,902,200,207	2.1860	87,614,246,210	98.78
----	-----------	-----------------------------	----------------	--------	----------------	--------	----------------	-------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和3年11月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.78
合計	98.78

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年11月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成24年 7月10日)	1,805,718,839	1,805,718,839	10,113	10,113
第2計算期間末日 (平成24年 8月10日)	2,241,697,556	2,241,697,556	10,124	10,124
第3計算期間末日 (平成24年 9月10日)	2,425,920,413	2,433,164,243	10,047	10,077
第4計算期間末日 (平成24年10月10日)	2,768,898,483	2,777,046,709	10,194	10,224
第5計算期間末日 (平成24年11月12日)	2,365,013,634	2,371,772,697	10,497	10,527
第6計算期間末日 (平成24年12月10日)	1,922,413,290	1,927,779,080	10,748	10,778
第7計算期間末日 (平成25年 1月10日)	1,913,586,369	1,918,610,433	11,427	11,457
第8計算期間末日 (平成25年 2月12日)	2,074,899,108	2,080,077,585	12,020	12,050
第9計算期間末日 (平成25年 3月11日)	2,147,506,575	2,152,810,086	12,148	12,178
第10計算期間末日 (平成25年 4月10日)	2,509,003,704	2,514,873,566	12,823	12,853
第11計算期間末日 (平成25年 5月10日)	2,743,315,403	2,749,621,853	13,050	13,080
第12計算期間末日 (平成25年 6月10日)	2,579,504,822	2,585,817,568	12,259	12,289
第13計算期間末日 (平成25年 7月10日)	2,649,376,841	2,655,843,746	12,290	12,320
第14計算期間末日 (平成25年 8月12日)	2,602,878,965	2,609,510,743	11,775	11,805

第15計算期間末日	(平成25年 9月10日)	2,593,163,353	2,599,711,178	11,881	11,911
第16計算期間末日	(平成25年10月10日)	2,604,515,894	2,611,135,151	11,804	11,834
第17計算期間末日	(平成25年11月11日)	2,524,707,506	2,531,037,855	11,965	11,995
第18計算期間末日	(平成25年12月10日)	2,524,801,095	2,530,845,463	12,531	12,561
第19計算期間末日	(平成26年 1月10日)	2,265,152,279	2,270,450,456	12,826	12,856
第20計算期間末日	(平成26年 2月10日)	2,132,258,012	2,137,302,048	12,682	12,712
第21計算期間末日	(平成26年 3月10日)	2,081,672,916	2,086,558,784	12,782	12,812
第22計算期間末日	(平成26年 4月10日)	1,945,368,644	1,949,929,347	12,797	12,827
第23計算期間末日	(平成26年 5月12日)	1,819,506,854	1,823,721,144	12,952	12,982
第24計算期間末日	(平成26年 6月10日)	1,715,096,792	1,719,049,042	13,019	13,049
第25計算期間末日	(平成26年 7月10日)	1,645,977,497	1,649,780,869	12,983	13,013
第26計算期間末日	(平成26年 8月11日)	1,608,586,915	1,612,271,139	13,098	13,128
第27計算期間末日	(平成26年 9月10日)	1,613,728,259	1,617,301,177	13,550	13,580
第28計算期間末日	(平成26年10月10日)	1,629,292,581	1,632,829,285	13,820	13,850
第29計算期間末日	(平成26年11月10日)	2,125,496,131	2,129,891,162	14,508	14,538
第30計算期間末日	(平成26年12月10日)	2,638,769,011	2,644,002,882	15,125	15,155
第31計算期間末日	(平成27年 1月13日)	3,237,672,246	3,244,068,157	15,186	15,216
第32計算期間末日	(平成27年 2月10日)	3,359,194,771	3,365,830,001	15,188	15,218
第33計算期間末日	(平成27年 3月10日)	3,636,137,678	3,643,227,548	15,386	15,416
第34計算期間末日	(平成27年 4月10日)	3,691,092,539	3,698,252,413	15,466	15,496
第35計算期間末日	(平成27年 5月11日)	3,620,871,699	3,628,117,666	14,991	15,021
第36計算期間末日	(平成27年 6月10日)	3,566,034,084	3,573,081,309	15,181	15,211
第37計算期間末日	(平成27年 7月10日)	3,878,975,645	3,886,822,083	14,831	14,861
第38計算期間末日	(平成27年 8月10日)	3,683,359,840	3,690,601,719	15,259	15,289
第39計算期間末日	(平成27年 9月10日)	3,380,563,624	3,387,517,596	14,584	14,614
第40計算期間末日	(平成27年10月13日)	3,307,267,730	3,314,076,752	14,572	14,602
第41計算期間末日	(平成27年11月10日)	3,311,877,506	3,318,626,616	14,721	14,751
第42計算期間末日	(平成27年12月10日)	3,233,414,211	3,240,085,454	14,540	14,570
第43計算期間末日	(平成28年 1月12日)	2,995,587,796	3,002,052,866	13,900	13,930
第44計算期間末日	(平成28年 2月10日)	2,841,120,211	2,847,474,267	13,414	13,444
第45計算期間末日	(平成28年 3月10日)	2,832,694,053	2,839,071,475	13,325	13,355
第46計算期間末日	(平成28年 4月11日)	2,779,075,036	2,785,380,886	13,221	13,251
第47計算期間末日	(平成28年 5月10日)	2,726,956,655	2,733,044,907	13,437	13,467
第48計算期間末日	(平成28年 6月10日)	2,678,665,079	2,684,661,337	13,402	13,432
第49計算期間末日	(平成28年 7月11日)	2,566,369,473	2,572,300,329	12,981	13,011
第50計算期間末日	(平成28年 8月10日)	2,545,337,638	2,551,212,999	12,997	13,027
第51計算期間末日	(平成28年 9月12日)	2,561,703,057	2,567,587,524	13,060	13,090
第52計算期間末日	(平成28年10月11日)	2,487,031,310	2,492,680,374	13,208	13,238
第53計算期間末日	(平成28年11月10日)	2,407,591,099	2,413,117,881	13,069	13,099
第54計算期間末日	(平成28年12月12日)	2,576,480,866	2,581,994,490	14,019	14,049
第55計算期間末日	(平成29年 1月10日)	2,711,879,002	2,717,552,850	14,339	14,369
第56計算期間末日	(平成29年 2月10日)	2,782,528,709	2,802,558,827	13,892	13,992

第57計算期間末日	(平成29年 3月10日)	3,730,271,890	3,757,345,137	13,778	13,878
第58計算期間末日	(平成29年 4月10日)	5,202,955,952	5,241,524,607	13,490	13,590
第59計算期間末日	(平成29年 5月10日)	6,961,231,067	7,012,024,409	13,705	13,805
第60計算期間末日	(平成29年 6月12日)	7,969,813,732	8,029,152,017	13,431	13,531
第61計算期間末日	(平成29年 7月10日)	9,388,408,175	9,456,787,445	13,730	13,830
第62計算期間末日	(平成29年 8月10日)	10,329,032,315	10,406,556,066	13,324	13,424
第63計算期間末日	(平成29年 9月11日)	12,363,591,284	12,457,821,592	13,121	13,221
第64計算期間末日	(平成29年10月10日)	14,915,004,187	15,025,676,140	13,477	13,577
第65計算期間末日	(平成29年11月10日)	17,351,688,092	17,480,019,393	13,521	13,621
第66計算期間末日	(平成29年12月11日)	19,049,862,091	19,190,987,027	13,499	13,599
第67計算期間末日	(平成30年 1月10日)	20,099,772,473	20,251,697,930	13,230	13,330
第68計算期間末日	(平成30年 2月13日)	20,334,263,567	20,497,318,381	12,471	12,571
第69計算期間末日	(平成30年 3月12日)	21,415,879,474	21,593,244,642	12,074	12,174
第70計算期間末日	(平成30年 4月10日)	21,665,644,024	21,845,291,048	12,060	12,160
第71計算期間末日	(平成30年 5月10日)	22,229,965,993	22,413,902,685	12,086	12,186
第72計算期間末日	(平成30年 6月11日)	23,846,132,350	24,045,933,416	11,935	12,035
第73計算期間末日	(平成30年 7月10日)	24,967,725,848	25,174,677,552	12,065	12,165
第74計算期間末日	(平成30年 8月10日)	26,060,188,791	26,276,703,323	12,036	12,136
第75計算期間末日	(平成30年 9月10日)	26,037,694,979	26,256,629,715	11,893	11,993
第76計算期間末日	(平成30年10月10日)	25,779,934,639	25,996,236,076	11,919	12,019
第77計算期間末日	(平成30年11月12日)	25,227,567,675	25,440,923,841	11,824	11,924
第78計算期間末日	(平成30年12月10日)	25,008,672,036	25,225,502,532	11,534	11,634
第79計算期間末日	(平成31年 1月10日)	24,517,058,974	24,737,715,096	11,111	11,211
第80計算期間末日	(平成31年 2月12日)	25,907,580,853	26,132,369,110	11,525	11,625
第81計算期間末日	(平成31年 3月11日)	26,783,807,577	27,015,789,101	11,546	11,646
第82計算期間末日	(平成31年 4月10日)	28,483,214,335	28,725,743,921	11,744	11,844
第83計算期間末日	(令和 1年 5月10日)	28,403,926,648	28,649,195,626	11,581	11,681
第84計算期間末日	(令和 1年 6月10日)	29,516,411,179	29,771,723,484	11,561	11,661
第85計算期間末日	(令和 1年 7月10日)	31,992,752,473	32,264,779,634	11,761	11,861
第86計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	33,901,534,440	34,193,205,469	11,623	11,723
第87計算期間末日	(令和 1年 9月10日)	35,795,483,009	36,099,113,139	11,789	11,889
第88計算期間末日	(令和 1年10月10日)	38,653,894,564	38,984,337,438	11,698	11,798
第89計算期間末日	(令和 1年11月11日)	41,072,272,751	41,425,281,757	11,635	11,735
第90計算期間末日	(令和 1年12月10日)	44,523,856,424	44,905,214,062	11,675	11,775
第91計算期間末日	(令和 2年 1月10日)	48,410,173,790	48,822,444,638	11,742	11,842
第92計算期間末日	(令和 2年 2月10日)	52,786,440,649	53,228,581,447	11,939	12,039
第93計算期間末日	(令和 2年 3月10日)	53,581,728,965	54,058,092,013	11,248	11,348
第94計算期間末日	(令和 2年 4月10日)	52,282,091,490	52,765,674,654	10,811	10,911
第95計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	52,347,655,967	52,834,135,546	10,761	10,861
第96計算期間末日	(令和 2年 6月10日)	56,189,609,701	56,686,323,867	11,312	11,412
第97計算期間末日	(令和 2年 7月10日)	59,290,945,672	59,809,658,288	11,430	11,530
第98計算期間末日	(令和 2年 8月11日)	61,568,080,713	62,105,596,899	11,454	11,554

第99計算期間末日	(令和 2年 9月10日)	62,253,344,310	62,815,583,520	11,072	11,172
第100計算期間末日	(令和 2年10月12日)	64,219,392,985	64,810,448,935	10,865	10,965
第101計算期間末日	(令和 2年11月10日)	65,421,005,944	66,028,679,832	10,766	10,866
第102計算期間末日	(令和 2年12月10日)	68,299,030,560	68,934,519,676	10,747	10,847
第103計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	70,608,826,469	71,279,422,515	10,529	10,629
第104計算期間末日	(令和 3年 2月10日)	72,563,922,044	73,256,860,400	10,472	10,572
第105計算期間末日	(令和 3年 3月10日)	73,154,090,802	73,861,947,224	10,335	10,435
第106計算期間末日	(令和 3年 4月12日)	75,476,019,050	76,198,244,169	10,450	10,550
第107計算期間末日	(令和 3年 5月10日)	76,228,487,308	76,966,188,954	10,333	10,433
第108計算期間末日	(令和 3年 6月10日)	78,849,411,002	79,604,679,724	10,440	10,540
第109計算期間末日	(令和 3年 7月12日)	81,802,540,319	82,577,503,969	10,556	10,656
第110計算期間末日	(令和 3年 8月10日)	83,250,229,933	84,045,897,824	10,463	10,563
第111計算期間末日	(令和 3年 9月10日)	84,047,422,113	84,856,730,750	10,385	10,485
第112計算期間末日	(令和 3年10月11日)	85,192,865,687	86,021,312,276	10,283	10,383
第113計算期間末日	(令和 3年11月10日)	88,565,277,461	89,407,884,263	10,511	10,611
	令和 2年11月末日	67,798,242,280		10,858	
	12月末日	71,391,681,473		10,740	
	令和 3年 1月末日	73,072,184,464		10,608	
	2月末日	72,357,438,163		10,293	
	3月末日	75,476,638,211		10,509	
	4月末日	76,116,168,336		10,381	
	5月末日	78,338,131,526		10,437	
	6月末日	81,656,394,425		10,624	
	7月末日	83,519,082,957		10,566	
	8月末日	84,529,917,513		10,485	
	9月末日	86,225,828,740		10,450	
	10月末日	88,162,152,828		10,546	
	11月末日	88,695,851,827		10,352	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	円
第2計算期間	円
第3計算期間	30円
第4計算期間	30円
第5計算期間	30円
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円

第10計算期間	30円
第11計算期間	30円
第12計算期間	30円
第13計算期間	30円
第14計算期間	30円
第15計算期間	30円
第16計算期間	30円
第17計算期間	30円
第18計算期間	30円
第19計算期間	30円
第20計算期間	30円
第21計算期間	30円
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円

第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	100円
第57計算期間	100円
第58計算期間	100円
第59計算期間	100円
第60計算期間	100円
第61計算期間	100円
第62計算期間	100円
第63計算期間	100円
第64計算期間	100円
第65計算期間	100円
第66計算期間	100円
第67計算期間	100円
第68計算期間	100円
第69計算期間	100円
第70計算期間	100円
第71計算期間	100円
第72計算期間	100円
第73計算期間	100円
第74計算期間	100円
第75計算期間	100円
第76計算期間	100円
第77計算期間	100円
第78計算期間	100円
第79計算期間	100円
第80計算期間	100円
第81計算期間	100円
第82計算期間	100円
第83計算期間	100円
第84計算期間	100円
第85計算期間	100円
第86計算期間	100円
第87計算期間	100円
第88計算期間	100円
第89計算期間	100円
第90計算期間	100円
第91計算期間	100円
第92計算期間	100円
第93計算期間	100円

第94計算期間	100円
第95計算期間	100円
第96計算期間	100円
第97計算期間	100円
第98計算期間	100円
第99計算期間	100円
第100計算期間	100円
第101計算期間	100円
第102計算期間	100円
第103計算期間	100円
第104計算期間	100円
第105計算期間	100円
第106計算期間	100円
第107計算期間	100円
第108計算期間	100円
第109計算期間	100円
第110計算期間	100円
第111計算期間	100円
第112計算期間	100円
第113計算期間	100円

【收益率の推移】

	收益率(%)
第1計算期間	1.13
第2計算期間	0.10
第3計算期間	0.46
第4計算期間	1.76
第5計算期間	3.26
第6計算期間	2.67
第7計算期間	6.59
第8計算期間	5.45
第9計算期間	1.31
第10計算期間	5.80
第11計算期間	2.00
第12計算期間	5.83
第13計算期間	0.49
第14計算期間	3.94
第15計算期間	1.15
第16計算期間	0.39
第17計算期間	1.61

第18計算期間	4.98
第19計算期間	2.59
第20計算期間	0.88
第21計算期間	1.02
第22計算期間	0.35
第23計算期間	1.44
第24計算期間	0.74
第25計算期間	0.04
第26計算期間	1.11
第27計算期間	3.67
第28計算期間	2.21
第29計算期間	5.19
第30計算期間	4.45
第31計算期間	0.60
第32計算期間	0.21
第33計算期間	1.50
第34計算期間	0.71
第35計算期間	2.87
第36計算期間	1.46
第37計算期間	2.10
第38計算期間	3.08
第39計算期間	4.22
第40計算期間	0.12
第41計算期間	1.22
第42計算期間	1.02
第43計算期間	4.19
第44計算期間	3.28
第45計算期間	0.43
第46計算期間	0.55
第47計算期間	1.86
第48計算期間	0.03
第49計算期間	2.91
第50計算期間	0.35
第51計算期間	0.71
第52計算期間	1.36
第53計算期間	0.82
第54計算期間	7.49
第55計算期間	2.49
第56計算期間	2.41
第57計算期間	0.10
第58計算期間	1.36
第59計算期間	2.33

第60計算期間	1.26
第61計算期間	2.97
第62計算期間	2.22
第63計算期間	0.77
第64計算期間	3.47
第65計算期間	1.06
第66計算期間	0.57
第67計算期間	1.25
第68計算期間	4.98
第69計算期間	2.38
第70計算期間	0.71
第71計算期間	1.04
第72計算期間	0.42
第73計算期間	1.92
第74計算期間	0.58
第75計算期間	0.35
第76計算期間	1.05
第77計算期間	0.04
第78計算期間	1.60
第79計算期間	2.80
第80計算期間	4.62
第81計算期間	1.04
第82計算期間	2.58
第83計算期間	0.53
第84計算期間	0.69
第85計算期間	2.59
第86計算期間	0.32
第87計算期間	2.28
第88計算期間	0.07
第89計算期間	0.31
第90計算期間	1.20
第91計算期間	1.43
第92計算期間	2.52
第93計算期間	4.95
第94計算期間	2.99
第95計算期間	0.46
第96計算期間	6.04
第97計算期間	1.92
第98計算期間	1.08
第99計算期間	2.46
第100計算期間	0.96
第101計算期間	0.00

第102計算期間	0.75
第103計算期間	1.09
第104計算期間	0.40
第105計算期間	0.35
第106計算期間	2.08
第107計算期間	0.16
第108計算期間	2.00
第109計算期間	2.06
第110計算期間	0.06
第111計算期間	0.21
第112計算期間	0.01
第113計算期間	3.18

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,785,596,412	58,915	1,785,537,497
第2計算期間	452,317,103	23,637,823	2,214,216,777
第3計算期間	322,751,595	122,358,221	2,414,610,151
第4計算期間	320,966,415	19,501,224	2,716,075,342
第5計算期間	66,783,764	529,837,900	2,253,021,206
第6計算期間	138,272,900	602,697,289	1,788,596,817
第7計算期間	184,495,206	298,403,727	1,674,688,296
第8計算期間	241,518,550	190,047,652	1,726,159,194
第9計算期間	259,165,372	217,487,522	1,767,837,044
第10計算期間	318,048,185	129,264,501	1,956,620,728
第11計算期間	320,765,914	175,236,596	2,102,150,046
第12計算期間	214,495,008	212,396,095	2,104,248,959
第13計算期間	212,752,128	161,366,042	2,155,635,045
第14計算期間	171,939,674	116,981,991	2,210,592,728
第15計算期間	86,489,642	114,473,876	2,182,608,494
第16計算期間	96,617,073	72,806,418	2,206,419,149
第17計算期間	33,233,772	129,536,291	2,110,116,630
第18計算期間	70,335,221	165,662,497	2,014,789,354
第19計算期間	36,974,471	285,704,506	1,766,059,319
第20計算期間	28,697,593	113,411,252	1,681,345,660
第21計算期間	19,083,869	71,806,775	1,628,622,754
第22計算期間	23,640,833	132,029,223	1,520,234,364
第23計算期間	14,441,621	129,912,322	1,404,763,663
第24計算期間	3,771,173	91,117,976	1,317,416,860

第25計算期間	4,275,163	53,901,024	1,267,790,999
第26計算期間	3,501,158	43,217,321	1,228,074,836
第27計算期間	20,525,725	57,627,737	1,190,972,824
第28計算期間	95,515,512	107,586,887	1,178,901,449
第29計算期間	349,196,414	63,087,254	1,465,010,609
第30計算期間	358,314,668	78,701,288	1,744,623,989
第31計算期間	414,707,869	27,361,434	2,131,970,424
第32計算期間	149,917,757	70,144,529	2,211,743,652
第33計算期間	195,981,769	44,435,238	2,363,290,183
第34計算期間	165,200,628	141,866,101	2,386,624,710
第35計算期間	93,473,481	64,775,751	2,415,322,440
第36計算期間	65,994,408	132,241,777	2,349,075,071
第37計算期間	348,447,847	82,043,494	2,615,479,424
第38計算期間	63,840,052	265,359,653	2,413,959,823
第39計算期間	42,545,848	138,514,767	2,317,990,904
第40計算期間	73,350,418	121,667,305	2,269,674,017
第41計算期間	88,063,185	108,033,763	2,249,703,439
第42計算期間	57,508,341	83,464,039	2,223,747,741
第43計算期間	110,307,991	179,032,180	2,155,023,552
第44計算期間	55,353,109	92,357,775	2,118,018,886
第45計算期間	97,377,940	89,589,478	2,125,807,348
第46計算期間	5,415,443	29,272,532	2,101,950,259
第47計算期間	14,124,503	86,657,421	2,029,417,341
第48計算期間	6,275,469	36,940,137	1,998,752,673
第49計算期間	3,725,728	25,526,268	1,976,952,133
第50計算期間	20,068,976	38,567,419	1,958,453,690
第51計算期間	14,496,414	11,460,930	1,961,489,174
第52計算期間	9,033,244	87,500,969	1,883,021,449
第53計算期間	86,604,777	127,365,414	1,842,260,812
第54計算期間	135,101,828	139,487,761	1,837,874,879
第55計算期間	175,755,721	122,347,844	1,891,282,756
第56計算期間	195,731,300	84,002,255	2,003,011,801
第57計算期間	725,295,936	20,982,992	2,707,324,745
第58計算期間	1,238,599,572	89,058,751	3,856,865,566
第59計算期間	1,328,874,291	106,405,606	5,079,334,251
第60計算期間	1,035,663,293	181,169,002	5,933,828,542
第61計算期間	1,199,876,317	295,777,780	6,837,927,079
第62計算期間	1,258,225,353	343,777,257	7,752,375,175
第63計算期間	1,794,112,888	123,457,241	9,423,030,822
第64計算期間	1,880,337,380	236,172,892	11,067,195,310
第65計算期間	2,136,981,771	371,046,961	12,833,130,120
第66計算期間	1,720,321,638	440,958,129	14,112,493,629

第67計算期間	1,233,832,532	153,780,452	15,192,545,709
第68計算期間	1,175,888,488	62,952,755	16,305,481,442
第69計算期間	1,527,714,022	96,678,609	17,736,516,855
第70計算期間	389,371,493	161,185,933	17,964,702,415
第71計算期間	690,851,981	261,885,155	18,393,669,241
第72計算期間	1,946,163,275	359,725,896	19,980,106,620
第73計算期間	998,098,795	283,034,941	20,695,170,474
第74計算期間	1,222,799,695	266,516,881	21,651,453,288
第75計算期間	764,400,543	522,380,152	21,893,473,679
第76計算期間	337,095,665	600,425,565	21,630,143,779
第77計算期間	942,977,187	1,237,504,299	21,335,616,667
第78計算期間	1,077,871,514	730,438,572	21,683,049,609
第79計算期間	698,257,459	315,694,771	22,065,612,297
第80計算期間	1,210,007,578	796,794,132	22,478,825,743
第81計算期間	1,085,879,730	366,553,059	23,198,152,414
第82計算期間	1,512,749,927	457,943,667	24,252,958,674
第83計算期間	640,280,131	366,340,968	24,526,897,837
第84計算期間	1,396,134,415	391,801,694	25,531,230,558
第85計算期間	2,084,969,591	413,483,980	27,202,716,169
第86計算期間	2,253,093,646	288,706,882	29,167,102,933
第87計算期間	1,961,523,904	765,613,806	30,363,013,031
第88計算期間	3,515,907,337	834,632,908	33,044,287,460
第89計算期間	2,738,653,666	482,040,509	35,300,900,617
第90計算期間	3,296,897,509	462,034,322	38,135,763,804
第91計算期間	3,505,416,484	414,095,391	41,227,084,897
第92計算期間	3,520,891,851	533,896,914	44,214,079,834
第93計算期間	4,064,783,490	642,558,438	47,636,304,886
第94計算期間	1,632,288,175	910,276,638	48,358,316,423
第95計算期間	506,060,567	216,419,019	48,647,957,971
第96計算期間	1,251,501,661	228,043,015	49,671,416,617
第97計算期間	2,710,566,603	510,721,534	51,871,261,686
第98計算期間	2,629,236,474	748,879,528	53,751,618,632
第99計算期間	3,216,891,012	744,588,611	56,223,921,033
第100計算期間	3,426,665,651	544,991,647	59,105,595,037
第101計算期間	2,686,997,481	1,025,203,626	60,767,388,892
第102計算期間	3,567,768,139	786,245,418	63,548,911,613
第103計算期間	4,174,909,940	664,216,930	67,059,604,623
第104計算期間	3,395,083,873	1,160,852,833	69,293,835,663
第105計算期間	2,411,206,969	919,400,380	70,785,642,252
第106計算期間	2,452,167,149	1,015,297,438	72,222,511,963
第107計算期間	2,388,422,346	840,769,613	73,770,164,696
第108計算期間	2,666,706,221	909,998,670	75,526,872,247

第109計算期間	3,335,199,378	1,365,706,531	77,496,365,094
第110計算期間	2,925,733,322	855,309,253	79,566,789,163
第111計算期間	2,750,321,651	1,386,247,066	80,930,863,748
第112計算期間	2,983,530,376	1,069,735,214	82,844,658,910
第113計算期間	2,918,543,905	1,502,522,576	84,260,680,239

(参考)

AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド

投資状況

令和 3年11月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	599,132,817	0.56
社債券	アメリカ	104,997,673,319	97.71
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,863,804,662	1.73
純資産総額		107,460,610,798	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 3年11月30日現在

(単位:円)

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
債券先物取引	買建	アメリカ	17,064,222,188	15.88
	売建	アメリカ	23,458,037,202	21.83

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年11月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	社債券	3.875 T-MOBILE US 300415	16,500,000	12,474.82	2,058,346,345	12,315.05	2,031,984,006	3.875000	2030/4/15	1.89

アメリカ	社債券	4.35 AT&T INC 290301	13,000,000	12,963.28	1,685,226,427	12,782.65	1,661,745,649	4.350000	2029/3/1	1.55
アメリカ	社債券	2.937 COMCAST COR 561101	13,912,000	10,601.28	1,474,851,405	10,900.45	1,516,471,080	2.937000	2056/11/1	1.41
アメリカ	社債券	4.95 VIACOMCBS INC 310115	11,000,000	13,455.74	1,480,131,897	13,440.72	1,478,479,774	4.950000	2031/1/15	1.38
アメリカ	社債券	STEP DEUTSCHE TEL 300615	8,800,000	17,010.71	1,496,942,572	16,627.45	1,463,216,151	8.750000	2030/6/15	1.36
アメリカ	社債券	4.234 BP CAP MARK 281106	9,000,000	13,055.22	1,174,970,314	12,831.27	1,154,815,122	4.234000	2028/11/6	1.07
アメリカ	社債券	6.875 VIACOM INC 360430	6,750,000	16,024.84	1,081,676,942	16,285.43	1,099,267,175	6.875000	2036/4/30	1.02
アメリカ	社債券	3.75 ENERGY TRANS 300515	9,000,000	12,087.13	1,087,842,035	11,931.21	1,073,809,388	3.750000	2030/5/15	1.00
アメリカ	社債券	2.8 CHARTER COMM 310401	9,500,000	11,309.47	1,074,400,374	11,225.53	1,066,425,364	2.800000	2031/4/1	0.99
アメリカ	社債券	2.92 HALLIBURTON 300301	9,000,000	11,609.37	1,044,843,440	11,619.55	1,045,760,126	2.920000	2030/3/1	0.97
アメリカ	社債券	3.95 DISCOVERY CO 280320	8,400,000	12,543.45	1,053,650,391	12,384.95	1,040,336,123	3.950000	2028/3/20	0.97
アメリカ	社債券	5.25 ENERGY TRANS 290415	8,000,000	13,364.90	1,069,192,534	12,949.30	1,035,944,558	5.250000	2029/4/15	0.96
アメリカ	社債券	4.3 AMERICAN ELEC 281201	8,000,000	12,977.86	1,038,229,469	12,720.31	1,017,625,249	4.300000	2028/12/1	0.95
アメリカ	社債券	3.4 DTE ENERGY CO 290615	8,396,000	12,260.99	1,029,432,964	12,068.61	1,013,281,153	3.400000	2029/6/15	0.94
アメリカ	社債券	3.85 CANADIAN NAT 270601	8,000,000	12,522.67	1,001,814,163	12,193.39	975,471,489	3.850000	2027/6/1	0.91
アメリカ	社債券	3.8 PLAINS ALL AM 300915	8,000,000	12,033.62	962,689,877	11,886.72	950,937,971	3.800000	2030/9/15	0.88
アメリカ	社債券	2.8 ENTERGY CORP 300615	8,200,000	11,664.83	956,516,724	11,540.46	946,318,173	2.800000	2030/6/15	0.88
アメリカ	社債券	3.5 NEXTERA ENERG 290401	7,500,000	12,500.20	937,515,589	12,262.06	919,654,692	3.500000	2029/4/1	0.86
アメリカ	社債券	6.384 CHARTER COM 351023	6,000,000	15,129.93	907,796,103	14,699.02	881,941,634	6.384000	2035/10/23	0.82
アメリカ	社債券	5.05 CHARTER COMM 290330	6,750,000	13,278.39	896,291,678	13,051.89	881,002,933	5.050000	2029/3/30	0.82
アメリカ	社債券	3.125 ENTERPRISE 290731	7,000,000	12,128.58	849,001,068	11,998.23	839,876,167	3.125000	2029/7/31	0.78
アメリカ	社債券	2 KINDER MORGAN I 310215	7,800,000	10,761.91	839,429,552	10,656.43	831,201,545	2.000000	2031/2/15	0.77
アメリカ	社債券	4.3 KINDER MORGAN 280301	6,500,000	12,898.23	838,385,530	12,583.86	817,951,528	4.300000	2028/3/1	0.76
アメリカ	社債券	4.908 CCO SAFARI 250723	6,380,000	12,985.20	828,456,270	12,550.22	800,704,552	4.908000	2025/7/23	0.75
アメリカ	社債券	4.4 MARATHON OIL 270715	6,250,000	12,849.52	803,095,102	12,441.70	777,606,607	4.400000	2027/7/15	0.72
アメリカ	社債券	3.75 COMCAST CORP 400401	6,000,000	12,736.01	764,160,811	12,704.35	762,261,439	3.750000	2040/4/1	0.71
アメリカ	社債券	2.15 PHILLIPS 66 301215	7,000,000	10,947.14	766,300,048	10,876.33	761,343,648	2.150000	2030/12/15	0.71
アメリカ	社債券	4.862 VERIZON COM 460821	5,110,000	14,204.48	725,848,955	14,818.59	757,230,242	4.862000	2046/8/21	0.70
アメリカ	社債券	3.279 BP CAPITAL 270919	5,950,000	12,467.26	741,802,232	12,170.23	724,129,276	3.279000	2027/9/19	0.67
アメリカ	社債券	3.375 DOMINION EN 300401	6,000,000	12,294.35	737,661,022	12,034.41	722,064,739	3.375000	2030/4/1	0.67

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和3年11月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	0.56
社債券	97.71
合計	98.27

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和3年11月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額(円)	評価金額	評価金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	NOTE5Y 2203	買建	569	アメリカドル	68,450,113.93	7,787,569,461	69,000,143.47	7,850,146,322	7.31
	アメリカ	シカゴ商品取引所	NOTE2Y 2203	買建	59	アメリカドル	12,876,800.04	1,464,993,540	12,909,937.5	1,468,763,589	1.37
	アメリカ	シカゴ商品取引所	NOTE10Y 2203	売建	404	アメリカドル	52,055,145.48	5,922,313,901	52,633,625	5,988,127,516	5.57
	アメリカ	シカゴ商品取引所	T-BOND 2203	買建	213	アメリカドル	33,726,297.47	3,837,040,863	34,173,187.5	3,887,883,542	3.62
	アメリカ	シカゴ商品取引所	ULTR10Y 2203	売建	1,054	アメリカドル	151,501,738.66	17,236,352,807	153,554,625	17,469,909,686	16.26
	アメリカ	シカゴ商品取引所	BOND30Y 2203	買建	172	アメリカドル	33,112,815.73	3,767,245,046	33,905,500	3,857,428,735	3.59

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

参考情報

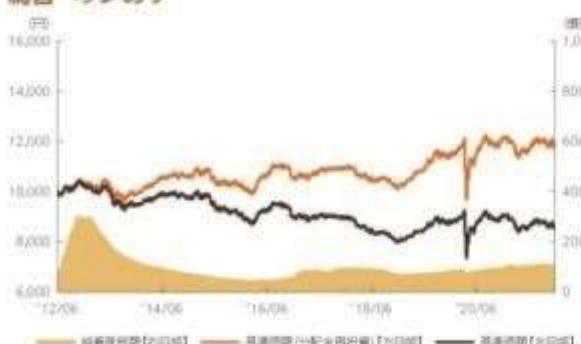


運用実績

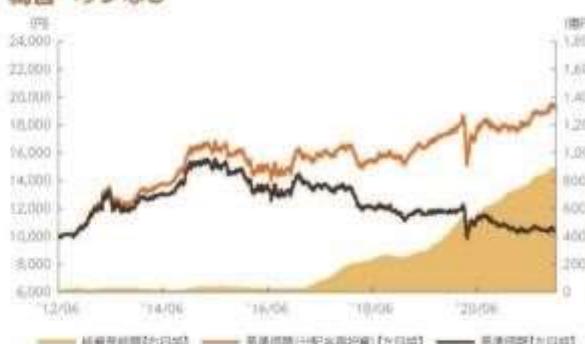
2021年11月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2012年6月1日(設定日)～2021年11月30日

為替ヘッジあり



為替ヘッジなし



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬・信託報酬・控除後です。

■基準価額・純資産

■主要な資産の状況

	為替ヘッジ あり	為替ヘッジ なし
基準価額	8,588円	10,352円
純資産総額	109.1億円	886.9億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

為替ヘッジあり

種別構成	比率
国債	0.5%
社債	95.7%
コールローン他 (負債控除後)	3.8%
合計	100.0%

為替ヘッジなし

種別構成	比率
国債	0.6%
社債	96.5%
コールローン他 (負債控除後)	2.9%
合計	100.0%

■分配の推移

	為替ヘッジ あり	為替ヘッジ なし
2021年11月	20円	100円
2021年10月	20円	100円
2021年9月	20円	100円
2021年8月	20円	100円
2021年7月	20円	100円
2021年6月	20円	100円
直近1年間累計	240円	1,200円
設定来累計	2,930円	7,390円

・分配金は1万口当たり、税引前

相入上位銘柄

相入上位銘柄	種別	国・地域	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
1 3.875 T-MOBILE US 300415	社債	アメリカ	1.9%	1.9%
2 4.35 AT&T INC 290301	社債	アメリカ	1.5%	1.5%
3 2.937 COMCAST COR 561101	社債	アメリカ	1.4%	1.4%
4 4.95 VIACOMCBS INC 310115	社債	アメリカ	1.3%	1.4%
5 5.07 DEUTSCHE TEL 300615	社債	アメリカ	1.3%	1.3%
6 4.234 BP CAP MARK 281106	社債	アメリカ	1.1%	1.1%
7 6.875 VIACOM INC 360430	社債	アメリカ	1.0%	1.0%
8 3.75 ENERGY TRANS 300515	社債	アメリカ	1.0%	1.0%
9 2.8 CHARTER COMM 310401	社債	アメリカ	1.0%	1.0%
10 2.92 HALLIBURTON 300301	社債	アメリカ	1.0%	1.0%

その他資産の状況

	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
債券先物取引(買建)	15.5%	15.7%
債券先物取引(売建)	-21.4%	-21.6%

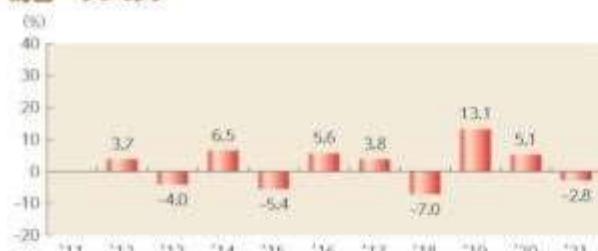
・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

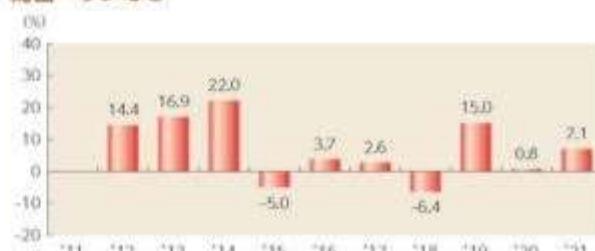
・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間收益率の推移

為替ヘッジあり



為替ヘッジなし



・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

・2012年は設定日から年末までの、2021年は年初から11月30日までの收益率を表示

・ファンクにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

シドニーの銀行の休業日

その他ニューヨーク、シドニーにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

シドニーの銀行の休業日

その他ニューヨーク、シドニーにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

スイッチング

各ファンド間でのスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の申込手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングによ

り解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。
詳しくは販売会社にご確認ください。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2032年5月10日まで(2012年6月1日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎月11日から翌月10日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還(信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。)、信託約款の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます)。

以下、「重大な約款変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいづれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約することにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3カ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、マザーファンドの信託期間終了日までとします。

運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月に終了する毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和3年5月11日から令和3年11月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱UFJ/AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>(毎月決算型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [令和 3年 5月10日現在]	当期 [令和 3年11月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	96,055,646	89,284,025
親投資信託受益証券	10,494,161,601	10,773,684,808
派生商品評価勘定	2,865,508	109,009,116
未収入金	678,094	-
流動資産合計	<u>10,593,760,849</u>	<u>10,971,977,949</u>
資産合計	<u>10,593,760,849</u>	<u>10,971,977,949</u>
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,047,173	-
未払収益分配金	24,539,182	24,804,769
未払解約金	12,616,181	35,564,612
未払受託者報酬	355,221	389,828
未払委託者報酬	10,301,454	11,305,007
未払利息	30	132
その他未払費用	37,290	40,923
流動負債合計	<u>48,896,531</u>	<u>72,105,271</u>
負債合計	<u>48,896,531</u>	<u>72,105,271</u>
純資産の部		
元本等		
元本	12,269,591,137	12,402,384,913
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金()	1,724,726,819	1,502,512,235
(分配準備積立金)	196,937,168	186,215,862
元本等合計	<u>10,544,864,318</u>	<u>10,899,872,678</u>
純資産合計	<u>10,544,864,318</u>	<u>10,899,872,678</u>
負債純資産合計	<u>10,593,760,849</u>	<u>10,971,977,949</u>

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 2年11月11日 至 令和 3年 5月10日	当期 自 令和 3年 5月11日 至 令和 3年11月10日
営業収益		
受取利息	168	503
有価証券売買等損益	225,250,315	869,523,207
為替差損益	380,254,699	410,306,967
営業収益合計	155,004,216	459,216,743
営業費用		
支払利息	12,019	30,391
受託者報酬	2,267,685	2,409,061
委託者報酬	65,762,891	69,862,799
その他費用	238,047	330,861
営業費用合計	68,280,642	72,633,112
営業利益又は営業損失()	223,284,858	386,583,631
経常利益又は経常損失()	223,284,858	386,583,631
当期純利益又は当期純損失()	223,284,858	386,583,631
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	41,347	2,151,458
期首剩余金又は期首次欠損金()	1,197,828,224	1,724,726,819
剩余金増加額又は欠損金減少額	122,598,554	143,997,706
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	122,598,554	143,997,706
剩余金減少額又は欠損金増加額	282,438,054	156,710,226
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	282,438,054	156,710,226
分配金	143,732,890	149,505,069
期末剩余金又は期末欠損金()	1,724,726,819	1,502,512,235

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 5月10日現在]	当期 [令和 3年11月10日現在]
1. 期首元本額	10,687,071,553円	12,269,591,137円
期中追加設定元本額	2,557,332,845円	1,245,882,857円
期中一部解約元本額	974,813,261円	1,113,089,081円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,724,726,819円	1,502,512,235円
3. 受益権の総数	12,269,591,137口	12,402,384,913口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年11月11日 至 令和 3年 5月10日	当期 自 令和 3年 5月11日 至 令和 3年11月10日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の33の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の33の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第102期 令和 2年11月11日	2. 分配金の計算過程 第108期 令和 3年 5月11日

前期			当期		
自 令和 2年11月11日			自 令和 3年 5月11日		
至 令和 3年 5月10日			至 令和 3年11月10日		
令和 2年12月10日			令和 3年 6月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,628,582円	費用控除後の配当等収益額	A	29,230,290円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	508,683,775円	収益調整金額	C	594,342,023円
分配準備積立金額	D	218,376,467円	分配準備積立金額	D	195,431,931円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	752,688,824円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	819,004,244円
当ファンドの期末残存口数	F	11,290,403,787口	当ファンドの期末残存口数	F	12,328,631,550口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	666円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	664円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	22,580,807円	収益分配金額	I=F*H/10,000	24,657,263円
第103期			第109期		
令和 2年12月11日			令和 3年 6月11日		
令和 3年 1月12日			令和 3年 7月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,570,717円	費用控除後の配当等収益額	A	31,087,890円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	544,354,480円	収益調整金額	C	603,039,849円
分配準備積立金額	D	218,207,841円	分配準備積立金額	D	198,615,148円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	782,133,038円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	832,742,887円
当ファンドの期末残存口数	F	11,776,538,329口	当ファンドの期末残存口数	F	12,437,585,918口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	664円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	669円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	23,553,076円	収益分配金額	I=F*H/10,000	24,875,171円
第104期			第110期		
令和 3年 1月13日			令和 3年 7月13日		
令和 3年 2月10日			令和 3年 8月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,732,925円	費用控除後の配当等収益額	A	18,457,799円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	571,189,176円	収益調整金額	C	611,882,208円
分配準備積立金額	D	211,590,238円	分配準備積立金額	D	201,019,328円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	800,512,339円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	831,359,335円
当ファンドの期末残存口数	F	12,143,927,116口	当ファンドの期末残存口数	F	12,509,267,750口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	659円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	664円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	24,287,854円	収益分配金額	I=F*H/10,000	25,018,535円

前期			当期		
自 令和 2年11月11日			自 令和 3年 5月11日		
至 令和 3年 5月10日			至 令和 3年11月10日		
第105期			第111期		
令和 3年 2月11日			令和 3年 8月11日		
令和 3年 3月10日			令和 3年 9月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,907,146円	費用控除後の配当等収益額	A	27,612,140円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	574,540,285円	収益調整金額	C	619,421,555円
分配準備積立金額	D	203,023,938円	分配準備積立金額	D	191,273,169円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	795,471,369円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	838,306,864円
当ファンドの期末残存口数	F	12,162,193,158口	当ファンドの期末残存口数	F	12,570,790,144口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	654円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	666円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	24,324,386円	収益分配金額	I=F*H/10,000	25,141,580円
第106期			第112期		
令和 3年 3月11日			令和 3年 9月11日		
令和 3年 4月12日			令和 3年10月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,520,954円	費用控除後の配当等収益額	A	19,853,728円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	583,494,537円	収益調整金額	C	618,560,322円
分配準備積立金額	D	192,059,020円	分配準備積立金額	D	190,496,186円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	806,074,511円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	828,910,236円
当ファンドの期末残存口数	F	12,223,792,755口	当ファンドの期末残存口数	F	12,503,875,883口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	659円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	662円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	24,447,585円	収益分配金額	I=F*H/10,000	25,007,751円
第107期			第113期		
令和 3年 4月13日			令和 3年10月12日		
令和 3年 5月10日			令和 3年11月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,490,591円	費用控除後の配当等収益額	A	29,791,934円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	588,839,284円	収益調整金額	C	616,391,089円
分配準備積立金額	D	195,985,759円	分配準備積立金額	D	181,228,697円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	810,315,634円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	827,411,720円
当ファンドの期末残存口数	F	12,269,591,137口	当ファンドの期末残存口数	F	12,402,384,913口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	660円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	667円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円

前期			当期		
自 令和 2年11月11日 至 令和 3年 5月10日			自 令和 3年 5月11日 至 令和 3年11月10日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	24,539,182円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	24,804,769円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年11月11日 至 令和 3年 5月10日	当期 自 令和 3年 5月11日 至 令和 3年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	<p>当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和3年5月10日現在]	当期 [令和3年11月10日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1)有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和3年5月10日現在]	当期 [令和3年11月10日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	4,859,090	346,786,175
合計	4,859,090	346,786,175

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [令和3年5月10日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建			

	アメリカドル	10,351,848,170		10,350,029,835	1,818,335
合計		10,351,848,170		10,350,029,835	1,818,335

当期 [令和 3年11月10日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	10,642,490,784	10,533,481,668	109,009,116
	合計	10,642,490,784	10,533,481,668	109,009,116

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 3年 5月10日現在]	当期 [令和 3年11月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8594円 (8,594円)	0.8789円 (8,789円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド	4,856,949,242	10,773,684,808	
	合計	4,856,949,242	10,773,684,808	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

【三菱UFJ/AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [令和 3年 5月10日現在]	当期 [令和 3年11月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,479,176,318	1,416,569,460
親投資信託受益証券	75,640,092,577	88,368,200,207
流動資産合計	<u>77,119,268,895</u>	<u>89,784,769,667</u>
資産合計	<u>77,119,268,895</u>	<u>89,784,769,667</u>
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	737,701,646	842,606,802
未払解約金	75,825,342	281,206,497
未払受託者報酬	2,566,156	3,178,105
未払委託者報酬	74,418,535	92,165,014
未払利息	471	2,099
その他未払費用	269,437	333,689
流動負債合計	<u>890,781,587</u>	<u>1,219,492,206</u>
負債合計	<u>890,781,587</u>	<u>1,219,492,206</u>
純資産の部		
元本等		
元本	73,770,164,696	84,260,680,239
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,458,322,612	4,304,597,222
(分配準備積立金)	1,340,321	1,605,448,342
元本等合計	<u>76,228,487,308</u>	<u>88,565,277,461</u>
純資産合計	<u>76,228,487,308</u>	<u>88,565,277,461</u>
負債純資産合計	<u>77,119,268,895</u>	<u>89,784,769,667</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

	(単位：円)	
	前期	当期
	自 令和 2年11月11日	自 令和 3年 5月11日
	至 令和 3年 5月10日	至 令和 3年11月10日
営業収益		
受取利息	870	2,246
有価証券売買等損益	1,645,422,216	6,694,107,630
営業収益合計	<u>1,645,423,086</u>	<u>6,694,109,876</u>
営業費用		
支払利息	61,405	131,484
受託者報酬	15,773,514	18,440,433
委託者報酬	457,431,814	534,772,471
その他費用	<u>1,656,163</u>	<u>1,936,178</u>
営業費用合計	<u>474,922,896</u>	<u>555,280,566</u>
営業利益又は営業損失()	1,170,500,190	6,138,829,310
経常利益又は経常損失()	1,170,500,190	6,138,829,310
当期純利益又は当期純損失()	1,170,500,190	6,138,829,310
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	6,242,961	64,264,644
期首剩余金又は期首次損金()	4,653,617,052	2,458,322,612
剩余金増加額又は欠損金減少額	1,093,871,461	864,675,220
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	1,093,871,461	864,675,220
剩余金減少額又は欠損金増加額	286,616,425	286,702,985
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	286,616,425	286,702,985
分配金	<u>4,166,806,705</u>	<u>4,806,262,291</u>
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>2,458,322,612</u>	<u>4,304,597,222</u>

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和3年5月10日現在]	当期 [令和3年11月10日現在]
1. 期首元本額	60,767,388,892円	73,770,164,696円
期中追加設定元本額	18,389,558,416円	17,580,034,853円
期中一部解約元本額	5,386,782,612円	7,089,519,310円
2. 受益権の総数	73,770,164,696口	84,260,680,239口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和2年11月11日 至 令和3年5月10日	当期 自 令和3年5月11日 至 令和3年11月10日																																				
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「AMPグローバル・インフラ債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の33の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第102期 令和2年11月11日 令和2年12月10日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>165,395,027円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>25,121,132,356円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>419,957円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>25,286,947,340円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	165,395,027円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	25,121,132,356円	分配準備積立金額	D	419,957円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,286,947,340円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「AMPグローバル・インフラ債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の33の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第108期 令和3年5月11日 令和3年6月10日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>226,157,721円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>26,390,408,235円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,324,089円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>26,617,890,045円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	226,157,721円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	26,390,408,235円	分配準備積立金額	D	1,324,089円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,617,890,045円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	165,395,027円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																			
収益調整金額	C	25,121,132,356円																																			
分配準備積立金額	D	419,957円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,286,947,340円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	226,157,721円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																			
収益調整金額	C	26,390,408,235円																																			
分配準備積立金額	D	1,324,089円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,617,890,045円																																			

前期 自 令和 2年11月11日 至 令和 3年 5月10日			当期 自 令和 3年 5月11日 至 令和 3年11月10日		
当ファンドの期末残存口数	F	63,548,911,613口	当ファンドの期末残存口数	F	75,526,872,247口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,979円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,524円
1万口当たり分配金額	H	100円	1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	635,489,116円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	755,268,722円
第103期					
令和 2年12月11日					
令和 3年 1月12日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	133,252,041円	費用控除後の配当等収益額	A	238,034,713円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	763,122,803円
収益調整金額	C	26,020,444,799円	収益調整金額	C	26,542,063,938円
分配準備積立金額	D	581,882円	分配準備積立金額	D	885,226円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,154,278,722円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,544,106,680円
当ファンドの期末残存口数	F	67,059,604,623口	当ファンドの期末残存口数	F	77,496,365,094口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,900円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,554円
1万口当たり分配金額	H	100円	1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	670,596,046円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	774,963,650円
第104期					
令和 3年 1月13日					
令和 3年 2月10日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	155,215,002円	費用控除後の配当等収益額	A	143,018,898円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	26,330,251,246円	収益調整金額	C	27,264,459,141円
分配準備積立金額	D	6,312,287円	分配準備積立金額	D	224,613,912円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,491,778,535円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,632,091,951円
当ファンドの期末残存口数	F	69,293,835,663口	当ファンドの期末残存口数	F	79,566,789,163口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,823円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,472円
1万口当たり分配金額	H	100円	1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	692,938,356円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	795,667,891円
第105期					
令和 3年 2月11日					
令和 3年 3月10日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	127,339,180円	費用控除後の配当等収益額	A	163,340,279円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	26,355,730,146円	収益調整金額	C	27,299,683,853円
分配準備積立金額	D	2,123,401円	分配準備積立金額	D	1,597,785円

前期 自 令和 2年11月11日 至 令和 3年 5月10日			当期 自 令和 3年 5月11日 至 令和 3年11月10日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,485,192,727円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,464,621,917円
当ファンドの期末残存口数	F	70,785,642,252口	当ファンドの期末残存口数	F	80,930,863,748口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,741円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,393円
1万口当たり分配金額	H	100円	1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	707,856,422円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	809,308,637円
第106期					
令和 3年 3月11日					
令和 3年 4月12日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	236,518,639円	費用控除後の配当等収益額	A	158,902,786円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	26,303,368,351円	収益調整金額	C	27,287,881,682円
分配準備積立金額	D	2,019,570円	分配準備積立金額	D	3,036,430円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,541,906,560円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,449,820,898円
当ファンドの期末残存口数	F	72,222,511,963口	当ファンドの期末残存口数	F	82,844,658,910口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,675円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,313円
1万口当たり分配金額	H	100円	1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	722,225,119円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	828,446,589円
第107期					
令和 3年 4月13日					
令和 3年 5月10日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	133,925,035円	費用控除後の配当等収益額	A	244,663,247円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	2,198,938,353円
収益調整金額	C	26,376,742,191円	収益調整金額	C	27,076,509,789円
分配準備積立金額	D	201,582円	分配準備積立金額	D	4,453,544円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,510,868,808円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	29,524,564,933円
当ファンドの期末残存口数	F	73,770,164,696口	当ファンドの期末残存口数	F	84,260,680,239口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,593円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,503円
1万口当たり分配金額	H	100円	1万口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	737,701,646円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	842,606,802円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年11月11日 至 令和 3年 5月10日	当期 自 令和 3年 5月11日 至 令和 3年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年 5月10日現在]	当期 [令和 3年11月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>

区分	前期 [令和3年5月10日現在]	当期 [令和3年11月10日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和3年5月10日現在]	当期 [令和3年11月10日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	44,064,807	2,823,936,600
合計	44,064,807	2,823,936,600

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和3年5月10日現在]	当期 [令和3年11月10日現在]
1口当たり純資産額	1.0333円	1.0511円
(1万口当たり純資産額)	(10,333円)	(10,511円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド	39,837,796,505	88,368,200,207	
	合計	39,837,796,505	88,368,200,207	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[令和3年11月10日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	137,034,724
コール・ローン	313,101,486
社債券	106,540,595,458
派生商品評価勘定	273,588,712
未収入金	375,847,502
未収利息	871,353,736
前払費用	51,644,608
差入委託証拠金	351,736,649
流動資産合計	108,914,902,875
資産合計	108,914,902,875
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	95,148,404
未払金	377,038,174

[令和3年11月10日現在]

未払解約金	27,830,000
未払利息	464
流動負債合計	500,017,042
負債合計	500,017,042
純資産の部	
元本等	
元本	48,875,011,104
剰余金	
剰余金又は欠損金()	59,539,874,729
元本等合計	108,414,885,833
純資産合計	108,414,885,833
負債純資産合計	108,914,902,875

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和3年11月10日現在]
1. 期首	令和3年5月11日
期首元本額	45,542,148,746円
期中追加設定元本額	3,817,427,590円
期中一部解約元本額	484,565,232円
元本の内訳	
外国債券アクティイフアンドセレクション(ラップ専用)	48,650,067円
三菱UFJ/A M P グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>(毎月決算型)	4,856,949,242円
三菱UFJ/A M P グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	39,837,796,505円
AMP ヘッジ付グローバル・インフラ債券ファンド(ラップ向け)	13,124,326円

	[令和3年11月10日現在]
三菱UFJ/AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>(年1回決算型)	579,252,499円
三菱UFJ/AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	1,212,058,204円
AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>(FOFs用)(適格機関投資家限定)	2,327,180,261円
合計	48,875,011,104円
2. 受益権の総数	48,875,011,104口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和3年5月11日 至 令和3年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っています。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有していますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和3年11月10日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和3年11月10日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
社債券	2,628,088,592
合計	2,628,088,592

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和3年11月10日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引	買建	18,833,220,862		18,911,273,732
		売建	24,748,167,369		24,647,779,931
		合計	43,581,388,231		43,559,053,663
					178,440,308

(注)時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和3年11月10日現在]
1口当たり純資産額	2,2182円
(1万口当たり純資産額)	(22,182円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	社債券	1.749 BP CAP MARK 300810	2,500,000.00	2,450,464.85	
		1.875 AMERICAN TO 301015	1,000,000.00	960,965.07	
		2 KINDER MORGAN I 310215	7,800,000.00	7,492,024.64	
		2.15 PHILLIPS 66 301215	7,000,000.00	6,855,303.77	
		2.236 CHEVRON COR 300511	1,000,000.00	1,031,880.77	
		2.25 AT&T INC 320201	3,000,000.00	2,927,609.04	
		2.25 NEXTERA ENER 300601	3,000,000.00	3,028,348.71	
		2.3 AMERICAN ELEC 300301	2,000,000.00	2,001,266.04	
		2.343 CHEVRON USA 500812	2,000,000.00	1,922,196.88	
		2.4 CONOCOPHILLIP 310215	2,000,000.00	2,041,361.96	
		2.4 ENERGY CORP 310615	3,000,000.00	2,991,361.23	
		2.45 COMCAST CORP 520815	1,000,000.00	933,541.25	
		2.55 AT&T INC 331201	2,856,000.00	2,810,561.04	
		2.55 T-MOBILE USA 310215	1,000,000.00	1,003,457.89	
		2.55 VERIZON COMM 310321	3,000,000.00	3,062,078.40	
		2.61 EXXON MOBIL 301015	1,000,000.00	1,053,930.37	
		2.65 CENTERPOINT 310601	1,000,000.00	1,028,136.18	
		2.65 VERIZON COMM 401120	6,000,000.00	5,812,713.96	

2.65 WALT DISNEY 310113	4,000,000.00	4,208,587.44
2.75 NEXTERA ENER 291101	5,000,000.00	5,236,890.35
2.75 SHELL INTERN 300406	5,500,000.00	5,857,429.10
2.772 BP CAP MARK 501110	1,000,000.00	981,876.68
2.8 CHARTER COMM 310401	9,500,000.00	9,548,667.26
2.8 ENTERGY CORP 300615	8,200,000.00	8,475,941.64
2.8 ENTERPRISE PR 300131	1,500,000.00	1,579,892.85
2.85 BERKSHIRE HA 510515	2,000,000.00	2,009,907.50
2.85 DOMINION ENE 260815	500,000.00	530,311.39
2.85 SOUTHERN CAL 290801	1,000,000.00	1,043,683.47
2.875 KANSAS CITY 291115	1,500,000.00	1,588,830.64
2.875 VERIZON COM 501120	2,000,000.00	1,963,745.06
2.887 COMCAST COR 511101	5,656,000.00	5,663,533.50
2.891 UNION PACIF 360406	4,000,000.00	4,244,663.00
2.9 AMERICAN TOWE 300115	3,000,000.00	3,123,104.16
2.9 CENTERPOINT E 500701	2,500,000.00	2,645,263.92
2.92 HALLIBURTON 300301	9,000,000.00	9,416,355.66
2.937 COMCAST COR 561101	13,912,000.00	13,832,534.09
2.95 CANADIAN NAT 300715	5,000,000.00	5,211,704.40
2.95 CENTERPOINT 300301	1,000,000.00	1,049,201.84
2.95 NATIONAL FUE 310301	1,000,000.00	1,022,461.50
2.95 NISOURCE INC 290901	6,000,000.00	6,315,377.10
2.973 UNION PACIF 620916	2,000,000.00	2,074,748.16
2.987 VERIZON COM 561030	921,000.00	902,007.17
3 T-MOBILE USA IN 410215	2,000,000.00	1,964,705.54
3.05 BURLINGTN NO 510215	1,000,000.00	1,083,327.51
3.05 NORFOLK SOUT 500515	1,000,000.00	1,050,411.44
3.095 EXXON MOBIL 490816	2,000,000.00	2,130,176.80
3.125 COMMONWEALT 510315	1,000,000.00	1,084,481.85
3.125 ENBRIDGE IN 291115	3,000,000.00	3,202,475.49
3.125 ENTERPRISE 290731	7,000,000.00	7,522,720.03
3.15 FLORIDA POWE 491001	1,000,000.00	1,113,070.96
3.15 PACIFIC GAS 260101	1,500,000.00	1,554,296.65
3.15 SOUTHWESTERN 500501	1,000,000.00	1,078,801.74
3.15 VERIZON COMM 300322	1,000,000.00	1,071,882.72
3.25 CHEVRON USA 291015	4,000,000.00	4,410,702.20
3.25 DUKE ENERGY 491001	2,000,000.00	2,164,769.76
3.25 FEDEX CORP 410515	2,000,000.00	2,080,352.18
3.25 MAGELLAN MID 300601	4,000,000.00	4,271,593.40
3.25 SHELL INTERN 500406	1,000,000.00	1,122,792.86
3.279 BP CAPITAL 270919	5,950,000.00	6,484,450.18
3.3 AT&T INC 520201	1,000,000.00	1,001,427.21

3.3 DOMINION ENER 410415	2,000,000.00	2,150,567.32
3.3 KENTUCKY UTIL 500601	1,000,000.00	1,103,943.75
3.32 SAN DIEGO G 500415	2,000,000.00	2,178,867.38
3.337 BAKER HUGHE 271215	4,000,000.00	4,342,033.20
3.35 CSX CORP 251101	250,000.00	270,378.67
3.35 CSX CORP 490915	1,000,000.00	1,109,516.46
3.375 DOMINION EN 300401	6,000,000.00	6,485,313.96
3.4 DTE ENERGY CO 290615	8,396,000.00	9,133,606.73
3.4 DUKE ENERGY C 290615	4,000,000.00	4,344,088.28
3.4 DUKE ENERGY F 461001	1,000,000.00	1,109,726.01
3.4 NORTHERN STAT 420815	1,000,000.00	1,130,333.89
3.4 XCEL ENERGY I 300601	1,000,000.00	1,097,351.42
3.45 ALABAMA POWE 491001	2,000,000.00	2,254,172.78
3.482 EXXON MOBIL 300319	3,000,000.00	3,360,273.09
3.49 NISOURCE FIN 270515	5,700,000.00	6,208,479.44
3.5 AT&T INC 410601	6,000,000.00	6,334,028.16
3.5 AT&T INC 530915	4,416,000.00	4,547,946.37
3.5 BERKSHIRE HAT 250201	500,000.00	536,223.46
3.5 KANSAS CITY S 500501	3,000,000.00	3,335,899.08
3.5 NEXTERA ENERG 290401	7,500,000.00	8,234,611.80
3.5 PIEDMONT NATU 290601	1,500,000.00	1,632,258.96
3.5 SPECTRA ENERG 250315	350,000.00	375,705.99
3.5 WALT DISNEY C 400513	4,000,000.00	4,500,026.60
3.5 WILLIAMS COMP 301115	3,500,000.00	3,794,173.38
3.55 AT&T INC 550915	4,183,000.00	4,312,740.84
3.55 NEXTERA ENER 270501	3,250,000.00	3,547,765.65
3.55 PLAINS ALL A 291215	3,000,000.00	3,165,510.03
3.6 WALT DISNEY C 510113	3,000,000.00	3,523,131.63
3.625 DISCOVERY C 300515	1,500,000.00	1,630,002.21
3.633 BP CAP MARK 300406	4,000,000.00	4,474,015.84
3.65 AT&T INC 510601	1,000,000.00	1,056,298.51
3.65 AT&T INC 590915	1,462,000.00	1,512,657.93
3.65 CANADIAN NAT 480203	1,000,000.00	1,178,667.87
3.65 MIDAMERICAN 290415	2,500,000.00	2,799,727.35
3.65 MIDAMERICAN 480801	2,000,000.00	2,346,773.98
3.65 SOUTHERN CAL 280301	3,000,000.00	3,267,604.71
3.65 WOODSIDE FI 250305	4,800,000.00	5,095,594.84
3.7 BERKSHIRE HAT 300715	1,000,000.00	1,129,963.53
3.7 CENTERPOINT E 490901	4,000,000.00	4,558,853.32
3.7 DTE ELECTRIC 450315	2,000,000.00	2,348,702.66
3.7 FLORIDA POWER 471201	1,000,000.00	1,209,630.37
3.7 GEORGIA POWER 500130	1,000,000.00	1,116,027.44
3.7 ONCOR ELECTRI 281115	1,000,000.00	1,129,424.08

3.7 ONCOR ELECTRI 500515	1,000,000.00	1,218,975.00
3.7 ROGERS COMMUN 491115	1,000,000.00	1,081,253.93
3.7 SOUTHERN CO 300430	2,000,000.00	2,194,465.58
3.75 AEP TRANSMIS 471201	1,000,000.00	1,172,089.69
3.75 COMCAST CORP 400401	5,000,000.00	5,703,843.95
3.75 DTE ELECTRIC 470815	1,000,000.00	1,191,595.37
3.75 DUKE ENERGY 460515	3,000,000.00	3,478,733.07
3.75 DUKE ENERGY 460901	5,500,000.00	6,103,702.66
3.75 ENERGY TRANS 300515	8,000,000.00	8,599,428.23
3.75 ENTERGY CORP 500615	4,000,000.00	4,497,118.56
3.75 ENTERPRISE P 250215	500,000.00	539,041.94
3.75 PACIFIC GAS 280701	3,500,000.00	3,708,826.80
3.75 T-MOBILE USA 270415	4,500,000.00	4,905,581.94
3.75 WILLIAMS COM 270615	4,500,000.00	4,937,170.36
3.8 AEP TRANMISS 490615	1,500,000.00	1,775,027.65
3.8 AMERICAN TOWE 290815	5,000,000.00	5,543,136.40
3.8 BERKSHIRE HAT 480715	1,000,000.00	1,168,490.72
3.8 CROWN CASTLE 280215	1,000,000.00	1,103,378.99
3.8 MARATHON PETR 280401	1,000,000.00	1,099,289.43
3.8 ONCOR ELECTRI 470930	1,000,000.00	1,212,771.96
3.8 PLAINS ALL AM 300915	7,000,000.00	7,492,701.37
3.8 SEMPRA ENERGY 380201	1,000,000.00	1,128,361.78
3.8 VIRGINIA ELEC 470915	2,500,000.00	2,960,113.00
3.8 WALT DISNEY C 300322	3,250,000.00	3,695,986.45
3.839 UNION PACIF 600320	2,050,000.00	2,497,569.46
3.85 CANADIAN NAT 270601	8,000,000.00	8,731,429.44
3.85 CHEVRON USA 280115	1,000,000.00	1,128,061.79
3.85 KANSAS CITY 231115	1,500,000.00	1,578,942.90
3.85 PHILLIPS 66 250409	1,000,000.00	1,083,514.30
3.85 SOUTHWESTERN 480201	1,000,000.00	1,141,914.27
3.875 SHELL INTER 281113	3,000,000.00	3,405,317.55
3.875 T-MOBILE US 300415	16,500,000.00	18,217,333.20
3.9 BURLINGTN NOR 460801	1,000,000.00	1,213,151.43
3.9 FEDEX CORP 350201	500,000.00	568,262.63
3.95 AMERICAN TOW 290315	1,000,000.00	1,112,815.67
3.95 CSX CORP 500501	1,000,000.00	1,220,506.29
3.95 DISCOVERY CO 280320	8,400,000.00	9,318,917.07
3.95 DUKE ENERGY 480315	2,000,000.00	2,396,531.86
3.95 FLORIDA POWE 480301	3,000,000.00	3,765,985.83
3.95 MISSISSIPPI 280330	2,000,000.00	2,239,044.28
3.95 NISOURCE INC 480330	3,000,000.00	3,536,481.18
3.969 COMCAST COR 471101	1,402,000.00	1,663,509.14

3.999 COMCAST COR 491101	725,000.00	864,543.42
4 CANADIAN PACIFI 280601	1,000,000.00	1,125,731.79
4 ENBRIDGE INC 491115	1,000,000.00	1,174,154.60
4 SEMPRA ENERGY 480201	5,500,000.00	6,381,990.83
4 SOUTHERN CAL ED 470401	3,000,000.00	3,417,295.23
4 WILLIAMS PARTNE 250915	1,950,000.00	2,127,171.38
4.05 UNION PACIFI 460301	2,000,000.00	2,435,870.66
4.1 CENTERPOINT E 470901	1,000,000.00	1,202,022.96
4.1 CSX CORP 440315	150,000.00	178,113.56
4.103 TELEFONICA 270308	1,000,000.00	1,114,979.93
4.114 EXXON MOBIL 460301	3,000,000.00	3,678,910.50
4.125 SOUTHERN CA 480301	1,000,000.00	1,163,910.22
4.125 VERIZON COM 270316	3,000,000.00	3,375,187.08
4.15 BURLINGTN NO 450401	4,000,000.00	5,010,897.08
4.15 COMCAST CORP 281015	3,150,000.00	3,621,249.98
4.15 ENABLE MIDST 290915	5,000,000.00	5,435,081.50
4.15 ENTERPRISE P 281016	3,500,000.00	3,991,106.31
4.15 NORFOLK SOUT 480228	2,500,000.00	3,074,863.80
4.2 CHARTER COMM 280315	1,000,000.00	1,114,708.60
4.2 DUKE ENERGY C 490615	1,000,000.00	1,188,171.09
4.2 DUKE ENERGY F 480715	3,500,000.00	4,377,315.46
4.2 ENTERPRISE PR 500131	1,000,000.00	1,173,280.34
4.2 KANSAS CITY S 691115	2,000,000.00	2,470,015.58
4.2 PACIFIC GAS & 410601	3,000,000.00	3,108,542.01
4.2 SOUTHERN CAL 290301	2,000,000.00	2,261,652.64
4.2 VIACOMCBS INC 320519	3,000,000.00	3,447,763.26
4.227 EXXON MOBIL 400319	3,000,000.00	3,662,694.21
4.234 BP CAP MARK 281106	9,000,000.00	10,344,372.30
4.25 BERKSHIRE HA 501015	1,000,000.00	1,265,115.66
4.25 CENTERPOINT 281101	2,000,000.00	2,274,269.72
4.25 COMCAST CORP 301015	5,000,000.00	5,837,543.45
4.25 DOMINION ENE 280601	3,000,000.00	3,404,940.33
4.25 ENTERPRISE P 480215	2,000,000.00	2,347,991.28
4.25 FEDEX CORP 300515	3,000,000.00	3,458,788.17
4.25 MISSISSIPPI 420315	2,000,000.00	2,399,921.96
4.25 SOUTHERN CO 360701	3,450,000.00	3,986,623.48
4.25 TRANSCANADA 280515	4,000,000.00	4,550,454.80
4.3 AMERICAN ELEC 281201	8,000,000.00	9,119,331.52
4.3 AT&T INC 300215	2,000,000.00	2,291,429.32
4.3 CONOCOPHILLIP 441115	1,000,000.00	1,237,628.91
4.3 CSX CORP 480301	1,000,000.00	1,259,275.42
4.3 KINDER MORGAN 280301	6,500,000.00	7,359,921.20
4.35 AT&T INC 290301	13,000,000.00	14,879,621.12

4.375 KENTUCKY UT 451001	1,000,000.00	1,262,364.43
4.375 SHELL INTER 450511	2,950,000.00	3,780,350.15
4.375 T-MOBILE US 400415	2,000,000.00	2,323,073.10
4.375 VIACOM INC 430315	1,000,000.00	1,164,555.01
4.375 VODAFONE GR 280530	2,500,000.00	2,872,434.95
4.4 HUSKY ENERGY 290415	5,000,000.00	5,653,802.10
4.4 MARATHON OIL 270715	6,250,000.00	6,975,327.00
4.4 SOUTHERN CO 460701	3,250,000.00	3,942,589.33
4.4 VERIZON COMMU 341101	1,200,000.00	1,419,169.80
4.45 BERKSHIRE HA 490115	1,000,000.00	1,287,225.45
4.45 EXELON CORP 460415	3,100,000.00	3,918,045.91
4.464 CCO SAFARI 220723	390,000.00	397,929.13
4.486 BAKER HUGHE 300501	2,000,000.00	2,345,358.38
4.5 APPALACHIAN P 490301	1,000,000.00	1,280,472.42
4.5 AT&T INC 350515	4,050,000.00	4,753,598.92
4.5 AT&T INC 480309	3,386,000.00	4,059,054.48
4.5 BERKSHIRE HAT 450201	1,250,000.00	1,579,145.40
4.5 ENTERGY TEXAS 390330	1,000,000.00	1,209,292.03
4.5 PACIFIC GAS & 400701	2,000,000.00	2,131,073.78
4.5 PLAINS ALL AM 261215	1,500,000.00	1,665,547.74
4.5 SABINE PASS L 300515	4,000,000.00	4,602,196.16
4.5 TRANSURBAN QL 280419	3,300,000.00	3,711,969.36
4.5 VERIZON COMMU 330810	4,000,000.00	4,796,660.52
4.522 VERIZON COM 480915	4,424,000.00	5,720,123.74
4.55 FEDEX CORP 460401	3,000,000.00	3,715,308.51
4.55 PACIFIC GAS 300701	3,000,000.00	3,315,611.91
4.65 DISCOVERY CO 500515	2,500,000.00	3,034,098.27
4.65 PIEDMONT NAT 430801	1,500,000.00	1,874,403.34
4.7 DOMINION ENER 441201	1,000,000.00	1,281,201.21
4.7 EXELON CORP 500415	2,000,000.00	2,644,541.16
4.7 MARATHON PETR 250501	1,000,000.00	1,110,451.41
4.7 MPLX LP 480415	1,000,000.00	1,197,151.85
4.709 FOX CORP 290125	1,000,000.00	1,161,943.15
4.75 ENERGY TRANS 260115	1,500,000.00	1,668,442.45
4.75 PACIFIC NATI 280322	4,000,000.00	4,330,020.00
4.8 CANADIAN PACI 450801	2,000,000.00	2,630,715.56
4.8 MPLX LP 290215	2,000,000.00	2,317,511.78
4.85 ENTERPRISE P 420815	1,750,000.00	2,167,426.04
4.85 ENTERPRISE P 440315	1,250,000.00	1,533,444.68
4.862 VERIZON COM 460821	5,110,000.00	6,758,329.42
4.875 MPLX LP 250601	3,000,000.00	3,333,467.16
4.875 PHILLIPS 66 441115	2,000,000.00	2,571,999.50

4.875 TRANSCANADA 480515	3,000,000.00	3,932,042.76
4.875 VODAFONE GR 490619	1,000,000.00	1,285,245.24
4.9 BURLINGTN NOR 440401	2,000,000.00	2,690,149.52
4.9 DOMINION RESO 410801	200,000.00	257,006.11
4.9 ENERGY TRANSF 240201	300,000.00	321,509.79
4.9 FEDEX CORP 340115	1,500,000.00	1,851,423.31
4.908 CCO SAFARI 250723	6,380,000.00	7,113,016.44
4.95 ENERGY TRANS 280615	3,000,000.00	3,452,260.17
4.95 PACIFIC GAS 500701	1,000,000.00	1,129,744.27
4.95 VIACOMCBS IN 310115	11,000,000.00	13,177,425.58
4.95 VIACOMCBS IN 500519	1,000,000.00	1,290,800.63
5 DEVON ENERGY CO 450615	1,000,000.00	1,257,562.50
5 ROGERS COMMUNIC 440315	2,000,000.00	2,497,303.04
5 SABINE PASS LIQ 270315	2,000,000.00	2,285,456.46
5.012 VERIZON COM 490415	4,000,000.00	5,585,166.20
5.012 VERIZON COM 540821	2,250,000.00	3,202,754.24
5.05 CHARTER COMM 290330	6,750,000.00	7,912,819.32
5.1 EXELON CORP 450615	150,000.00	204,375.76
5.1 WILLIAMS COMP 450915	1,500,000.00	1,912,281.10
5.15 AT&T INC 500215	2,000,000.00	2,603,773.76
5.15 PLAINS ALL A 420601	157,000.00	180,720.93
5.2 CROWN CASTLE 490215	1,000,000.00	1,336,586.15
5.2 DISCOVERY COM 470920	1,500,000.00	1,932,412.38
5.2 MPLX LP 470301	1,200,000.00	1,512,478.17
5.213 TELEFONICA 470308	1,300,000.00	1,670,870.95
5.25 DOMINION RES 330801	346,000.00	436,171.07
5.25 ENERGY TRANS 290415	8,000,000.00	9,350,764.16
5.25 FEDEX CORP 500515	1,000,000.00	1,383,121.05
5.25 VODAFONE GRO 480530	3,000,000.00	4,029,113.79
5.3 ENERGY TRANSF 470415	1,000,000.00	1,201,945.23
5.35 SUNOCO LOGIS 450515	500,000.00	601,317.41
5.375 CHARTER COM 470501	2,100,000.00	2,596,363.68
5.476 FOX CORP 390125	1,250,000.00	1,646,455.36
5.5 ENBRIDGE ENER 400915	200,000.00	261,513.92
5.5 ENERGY TRANSF 270601	2,500,000.00	2,913,769.27
5.5 MPLX LP 490215	1,000,000.00	1,325,089.25
5.5 SHELL INTERNA 400325	1,000,000.00	1,410,589.94
5.55 KINDER MORG 450601	3,050,000.00	4,008,729.46
5.6 DEVON ENERGY 410715	1,000,000.00	1,310,491.53
5.625 EXELON CORP 350615	1,200,000.00	1,575,531.61
5.625 SABINE PASS 250301	500,000.00	563,065.61
5.75 BURLINGTN NO 400501	650,000.00	929,655.48
5.75 CANADIAN PAC 420115	1,100,000.00	1,524,940.21

5.75 MIDAMERIC 351101	100,000.00	135,883.64
5.8 ENERGY TRANSF 380615	1,000,000.00	1,243,922.53
5.8 MIDAMERICAN 361015	1,400,000.00	1,949,821.13
5.875 ENBRIDGE EN 251015	1,580,000.00	1,827,974.61
5.875 TIME WARNER 401115	600,000.00	771,038.66
5.95 CANADIAN PAC 370515	700,000.00	975,839.87
5.95 DOMINION R 350615	2,150,000.00	2,894,218.58
6 AT&T INC 400815	2,000,000.00	2,773,350.94
6 SEMPLA ENERGY 391015	1,450,000.00	2,055,330.83
6.05 DUKE ENERGY 380415	1,125,000.00	1,603,949.89
6.1 TRANS-CANADA 400601	500,000.00	703,503.09
6.125 MIDAMERICAN 360401	4,194,000.00	5,848,718.96
6.15 BURLINGTN NO 370501	795,000.00	1,159,959.72
6.15 CSX CORP 370501	1,700,000.00	2,428,163.58
6.15 VODAFONE GRO 370227	2,000,000.00	2,796,160.10
6.2 TRANSCANADA P 371015	1,000,000.00	1,393,601.46
6.25 EXELON GENER 391001	1,000,000.00	1,297,462.04
6.3 DOMINION RESO 330315	250,000.00	335,565.47
6.3 WILLIAMS PART 400415	1,200,000.00	1,675,581.30
6.35 DISCOVERY CO 400601	1,000,000.00	1,418,666.75
6.384 CHARTER COM 351023	6,000,000.00	7,922,155.02
6.45 ENTERPRISE 400901	250,000.00	361,692.55
6.484 CHARTER COM 451023	2,000,000.00	2,811,582.72
6.5 CONOCOPHILLIP 390201	3,650,000.00	5,485,929.59
6.5 MARATHON PETR 410301	2,850,000.00	4,039,787.41
6.5 SUNCOR ENERGY 380615	2,000,000.00	2,833,759.28
6.55 TIME WARNER 370501	500,000.00	681,099.54
6.65 WALT DISNEY 371115	1,000,000.00	1,518,839.09
6.7 PLAINS ALL AM 360515	150,000.00	190,096.48
6.75 CONS EDISON 380401	750,000.00	1,121,091.61
6.85 SUNCOR ENERG 390601	2,000,000.00	2,962,287.92
6.875 VIACOM INC 360430	6,750,000.00	9,778,023.67
6.95 CONOCO INC 290415	2,100,000.00	2,801,710.94
7.045 TELEFONICA 360620	1,000,000.00	1,448,667.83
7.05 COMCAST CORP 330315	500,000.00	728,145.20
7.3 KINDER MORGAN 330815	500,000.00	705,077.01
7.4 BURLINGTON RE 311201	200,000.00	291,109.97
7.4 KINDER MORGAN 310315	500,000.00	683,279.86
7.5 ENBRIDGE ENER 380415	300,000.00	454,892.95
7.5 ENERGY TRANSF 380701	500,000.00	710,692.48
7.875 CBS CORP 300730	400,000.00	564,538.18
7.875 DEVON ENERG 310930	2,000,000.00	2,868,938.62

8.375 TIME WARNER 330715	3,800,000.00	5,658,168.19
STEP DEUTSCHE TEL 300615	8,800,000.00	13,020,227.61
STEP ORANGE SA 310301	700,000.00	1,091,144.20
アメリカドル合計	820,816,000.00	944,006,693.77 (106,540,595,458)
合計		106,540,595,458 (106,540,595,458)

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	社債券 318銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【三菱UFJ / AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年11月30日現在

(単位：円)

資産総額	10,931,492,878
負債総額	12,386,219
純資産総額（ - ）	10,919,106,659
発行済口数	12,714,544,208口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.8588
(10,000口当たり)	(8,588)

【三菱UFJ / AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年11月30日現在

(単位：円)

資産総額	88,921,392,719
負債総額	225,540,892
純資産総額（ - ）	88,695,851,827
発行済口数	85,679,974,780口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0352
(10,000口当たり)	(10,352)

(参考)

AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド

純資産額計算書

令和 3年11月30日現在

(単位：円)

資産総額	108,012,751,844
負債総額	552,141,046
純資産総額（ - ）	107,460,610,798
発行済口数	49,158,502,795口

1口当たり純資産価額(/)	2.1860
(10,000口当たり)	(21,860)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2021年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年11月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	883	18,682,731
追加型公社債投資信託	16	1,396,838
単位型株式投資信託	85	369,615
単位型公社債投資信託	50	193,879
合計	1,034	20,643,063

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期間（自令和3年4月1日至令和3年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978

固定資産

有形固定資産

建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705

無形固定資産

電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184

投資その他の資産

投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

(負債の部)

流動負債

預り金		687,565		533,622
未払金				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027

賞与引当金	933,517	933,381
役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476

固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956

(純資産の部)

株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		

支払手数料	2	27,106,451	2	26,689,896
広告宣伝費		696,418		668,150
公告費		1,000		250
調査費				
調査費		1,857,271		2,077,942
委託調査費		11,579,175		12,035,954
事務委託費		847,769		798,528
営業雑経費				
通信費		153,731		296,490
印刷費		427,118		378,180
協会費		52,053		51,841
諸会費		15,990		16,613
事務機器関連費		1,953,926		1,977,769
その他営業雑経費				8,391
営業費用合計		44,690,907		45,000,009
一般管理費				
給料				
役員報酬		331,987		352,879
給料・手当		6,611,427		6,461,546
賞与引当金繰入		933,517		933,381
役員賞与引当金繰入		124,590		160,710
福利厚生費		1,276,950		1,272,568
交際費		11,871		2,721
旅費交通費		165,891		22,768
租税公課		360,165		402,939
不動産賃借料		647,402		666,331
退職給付費用		422,919		481,135
役員退職慰労引当金繰入		48,183		11,763
固定資産減価償却費		1,307,555		1,358,911
諸経費		427,212		413,538
一般管理費合計		12,669,674		12,541,193
営業利益		13,008,076		12,888,103

(単位：千円)

		第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)		第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益				
受取配当金		90,965		170,807
受取利息	2	4,169	2	2,726
投資有価証券償還益		585,179		81,557
収益分配金等時効完成分		101,734		275,835
受取賃貸料	2	65,808	2	65,808
その他		19,987		12,504
営業外収益合計		867,845		609,239
営業外費用				
投資有価証券償還損		96,379		95,946
時効後支払損引当金繰入				16,395
事務過誤費		3,483		
賃貸関連費用		20,339		13,472
その他		1,920		2,932

営業外費用合計		122,122		128,747
経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

(3)【株主資本等変動計算書】

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			

当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権

等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対する他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるのは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
--	---------------------------------------	--------------------------------------

器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超		709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれてありません（（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-

資産計	90,907,057	90,907,057	-
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3) 金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398

合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398
----	------------	-----------	-----------	--------

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は100,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
----	---------	-------------	-------------

株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的な反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388

未認識数理計算上の差異	203,136	161,333
未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の	24,035	41,361
費用処理額		
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る	269,848	329,255
退職給付費用		

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095 ~ 0.52%	0.051 ~ 0.59%
長期期待運用收益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		

減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
 繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
 繰延税金資産の純額		
	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,073,855千円	未払手数料	697,109千円
							コーラブル預金の払戻(注2)	20,000,000千円		
							コーラブル預金の預入(注2)	20,000,000千円	現金及び預金	20,000,000千円
							コーラブル預金に係る受取利息(注2)	4,126千円	未収収益	997千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,714,501千円	未払手数料	944,351千円

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785千円	未払手数料	764,501千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482千円	未払手数料	1,193,245千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
- 3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

あります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(令和3年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	48,742,270
有価証券	1,291,000
前払費用	682,143
未収入金	166,605
未収委託者報酬	15,228,560
未収収益	694,402
金銭の信託	5,301,000
その他	226,759
流動資産合計	72,332,741

固定資産

有形固定資産

建物	1	527,772
器具備品	1	1,371,778
土地		628,433
有形固定資産合計		2,527,984

無形固定資産

電話加入権	15,822
ソフトウェア	4,217,271
ソフトウェア仮勘定	1,478,970
無形固定資産合計	5,712,064

投資その他の資産

投資有価証券	
関係会社株式	14,943,458
投資不動産	320,136
長期差入保証金	813,041
前払年金費用	531,230
繰延税金資産	224,272
その他	733,199
貸倒引当金	45,230
投資その他の資産合計	23,600
固定資産合計	17,586,969
資産合計	25,827,017
	98,159,759

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(令和3年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金	663,405
未払金	
未払収益分配金	187,200
未払償還金	7,418
未払手数料	6,029,978
その他未払金	2,623,176
未払費用	5,348,002
未払消費税等	2
未払法人税等	757,223
賞与引当金	702,806
役員賞与引当金	924,214
その他	65,985
流動負債合計	5,517
	17,314,927

固定負債

長期未払金	10,800
退職給付引当金	1,204,214
役員退職慰労引当金	117,938
時効後支払損引当金	256,262
固定負債合計	1,589,215
負債合計	18,904,143

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	

利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	23,330,110
利益剰余金合計	30,670,700
株主資本合計	77,403,544

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(令和3年9月30日現在)

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	1,852,071
評価・換算差額等合計	1,852,071
純資産合計	79,255,616
負債純資産合計	98,159,759

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日)

営業収益

委託者報酬	39,061,243
投資顧問料	1,319,230
その他営業収益	7,249
営業収益合計	40,387,723

営業費用

支払手数料	15,372,436
広告宣伝費	277,284
公告費	250
調査費	
調査費	1,187,915
委託調査費	7,042,637
事務委託費	653,911
営業雑経費	
通信費	75,781
印刷費	194,857
協会費	25,068
諸会費	9,036
事務機器関連費	1,066,190
その他営業雑経費	649
営業費用合計	25,906,022

一般管理費

給料	
役員報酬	202,454
給料・手当	2,828,313
賞与引当金繰入	924,214
役員賞与引当金繰入	65,985
福利厚生費	637,293
交際費	2,635
旅費交通費	12,678
租税公課	232,446
不動産賃借料	364,289
退職給付費用	195,737
固定資産減価償却費	1 969,675
諸経費	193,083
一般管理費合計	6,628,807
営業利益	7,852,893

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日)

営業外収益	
受取配当金	203,195
受取利息	2,567
投資有価証券償還益	753,216
収益分配金等時効完成分	136,491
受取賃貸料	32,904
その他	4,621
営業外収益合計	1,132,996
営業外費用	
投資有価証券償還損	62
時効後支払損引当金繰入	21,921
事務過誤費	66,316
賃貸関連費用	1
その他	7,921
営業外費用合計	7,123
経常利益	103,345
特別利益	8,882,544
投資有価証券売却益	522,323
特別利益合計	522,323
特別損失	
投資有価証券売却損	8,073
投資有価証券評価損	36,558
固定資産除却損	7,408
特別損失合計	52,039
税引前中間純利益	9,352,828
法人税、住民税及び事業税	2,700,962
法人税等調整額	172,220
法人税等合計	2,873,183
中間純利益	6,479,644

(3) 中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当中間期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
中間純利益							6,479,644	6,479,644	6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計							3,621,178	3,621,178	3,621,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	23,330,110	30,670,700	77,403,544

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当中間期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
中間純利益			6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	449,534	449,534	449,534
当中間期変動額合計	449,534	449,534	4,070,713
当中間期末残高	1,852,071	1,852,071	79,255,616

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

[会計方針の変更]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債のその他は588,191千円減少、繰延税金資産は180,104千円減少、繰越利益剰余金は408,087千円増加しております。

当中間会計期間の中間損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ97,433千円減少しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)	
建物	661,109千円
器具備品	1,743,773千円
投資不動産	154,845千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	
有形固定資産	241,452千円
無形固定資産	728,222千円
投資不動産	3,012千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第37期中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	709,808千円
-----	-----------

1年超	354,904千円
合計	1,064,712千円

(金融商品関係)

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

1.金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	1,291,000	1,291,000	-
(2) 金銭の信託	5,301,000	5,301,000	-
(3) 投資有価証券	14,912,098	14,912,098	-
資産計	21,504,098	21,504,098	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「（3）投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、中間財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 有価証券 1,291,000千円、投資有価証券14,912,098千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	5,301,000	-	5,301,000
資産計	-	5,301,000	-	5,301,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,010,889	15,246,038	2,764,851
	小計	18,010,889	15,246,038	2,764,851
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,493,209	3,588,600	95,390
	小計	3,493,209	3,588,600	95,390
合計		21,504,098	18,834,638	2,669,460

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額5,301,000千円、取得価額5,300,000千円）を含めています。

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めていません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っています。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	374,587.58円
純資産の部の合計額(千円)	79,255,616
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	79,255,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	30,624.88円
中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり中間純利益金額は319.49円減少しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスター・トラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
Pipay銀行株式会社	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社愛知銀行	18,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
信金中央金庫	690,998 百万円	金融業務を営んでいます。

信金中央金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

(3)再委託先

名称：AMPキャピタル・インベスタートス・リミテッド

資本金の額：70百万豪ドル（2021年6月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 再委託先：委託会社からマザーファンドの債券等の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3 【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年11月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年 7月20日	臨時報告書
2021年 8月 6日	有価証券届出書
2021年 8月 6日	有価証券報告書
2021年10月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年12月15日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 鶴田 光夫
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 和田 渉
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ / AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>（毎月決算型）の令和3年5月11日から令和3年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ / AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>（毎月決算型）の令和3年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年12月15日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 鶴田 光夫
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 和田 渉
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ / AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）の令和3年5月11日から令和3年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ / AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）の令和3年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行
行社員

青木 裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行
行社員

伊藤 鉄也 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、
その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。